

V 付 章

1. 西院伽藍と若草伽藍の造営計画

はじめに

法隆寺西院伽藍の金堂、五重塔、中門、回廊の一郭が高麗尺で計画されていることは、すでに関野貞（敬称略、以下同じ）によって指摘されている¹⁾。その後、四天王寺、法隆寺東院において古代寺院の復原的研究を進めた長谷川輝雄は、法隆寺西院についても、金堂・五重塔と回廊の規則的な配置関係を指摘された²⁾（第84図）。

服部勝吉はさらに伽藍配置の解析的研究を進め、法隆寺西院伽藍および四天王寺の回廊の2辺が、1対 $\sqrt{2}$ の関係になり、さらに $\sqrt{2}$ の開平矩形における特別の性質が堂塔の位置およびその規模をも規制していると考えた（第85図³⁾）。

西院伽藍東南方の若草伽藍は、昭和14年に心礎が寺にもどったのを機に、石田茂作らによって発掘調査が行われて、金堂、塔の土壇が確認された⁴⁾。その後、若草伽藍の中心部を東西に横切る西院大垣南面の解体修理が行われた際、昭和43・44年に国営発掘調査が実施され、新しい数々の知見が得られたが回廊は確認されなかった⁵⁾。第1回の発掘調査に当たった石田茂作は、法輪寺、法起寺、中宮寺、橘寺や諸国の国分寺などの発掘調査を数多く行い、伽藍配置計画についても種々論及している⁶⁾。

四天王寺では、昭和25年に講堂の調査が行われ、さらに昭和30年から32年にかけて国営発掘調査が行われて、創建当時の伽藍配置の大要も判明し、昭和31・32年度の奈良国立文化財研究所を中心とした飛鳥寺の発掘調査でもその主要部の独特の構成が判明した⁷⁾⁸⁾。

法隆寺五重塔は昭和16年1月から同27年5月にかけて、同金堂は20年2月から29年11月にかけて解体修理が行われた。古代の建造物の中でも、建物のゆがみ、高低差、寸法むらがかなり大きい、使用尺度は高麗尺であり、金堂の標準値は1尺が35.94cm（曲尺1.186尺）、五重塔では初重柱間によると35.64cm（1.176尺）となり、上重へ行くほどわずかながら延る傾向にある⁹⁾。

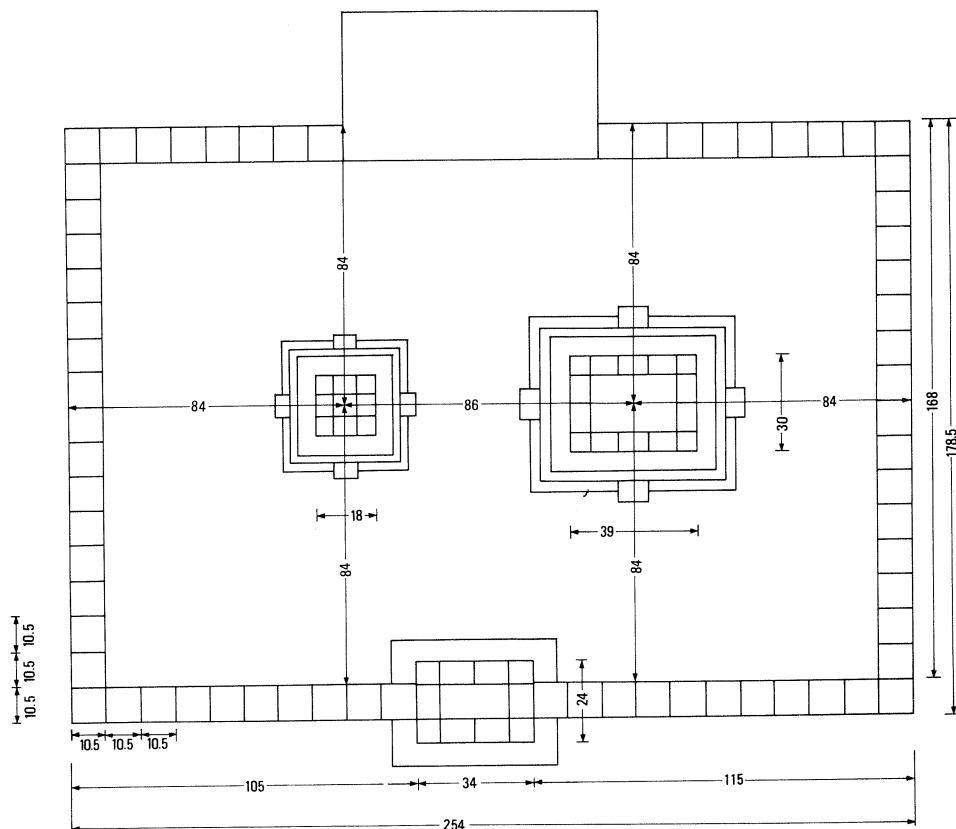
この間、昭和23年に浅野清らによって金堂・五重塔と大講堂の中間地区の発掘調査が行われ、北面回廊が金堂・塔を取囲み、大講堂・経蔵・鐘楼は北面回廊の北に独立して建っていたことが確められた¹⁰⁾。北面回廊は本概報Ⅰにふれているように、昭和55年度に再度確認されている。また、西院伽藍建物の造営計画等については、竹島卓一、沢村仁、石井邦信、飯田須賀斯らが種々論及されている。

若草伽藍の調査

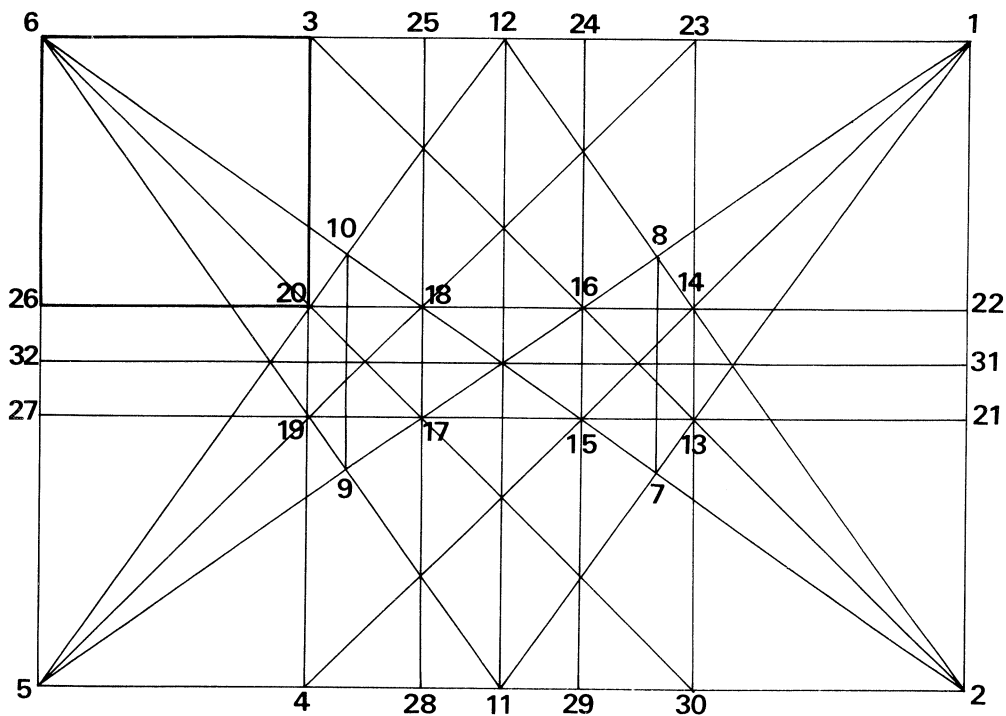
今回報告された昭和57年度の調査の中で、特に重要な成果の一つに若草伽藍に関連する柵列の発見がある。若草伽藍の金堂・塔跡は地業の底部が残るだけで、基壇外装や礎石据付け

位置などは全くわからず、塔は南辺を大垣で切られている。地業の形も扁平であって、建物の中心も適格に押えることはむずかしく、掘込地業の範囲がそのまま基壇外装の規模を示すものではないが、金堂の掘込地業は東西約22m、南北約19.5mで、土壇の築成土は掘込線の外に約10cmから1mほど大きい。塔の掘込地業は東西15.85m、金堂・塔の地形間は約8.7mで、金堂・塔中心間は約26.4mとなり、これは高麗尺の75尺に当ると考えられる（この場合の1尺は35.20cmに換算される）。今回の調査で検出された北方柵列は金堂と塔中心の midpoint から北へ約106mにある。これは高麗尺の300尺（1尺は35.33cmになる）、丁度1町に当り、金堂・塔中心間は4分の1町となる。後に述べるように若草伽藍の造営計画にはこの4分の1町、高麗尺75尺が重要な基準単位となっているのではないかと考えられる。¹¹⁾

若草伽藍の方位が北で西へ大きく振れることは戦前の調査で明らかであり、斑鳩宮跡と推定されている東院下層遺構も同様で、現存の法隆寺西院西面大垣、東面大垣北方、東西院間子院築垣、あるいは周辺に残る方位の振れた道路などにより、周辺の特異な古地割も田村吉永らによって早くから注目されている。地割の基準長さも諸説があるが、今回の柵列などを含めると、高麗尺300尺と考える方が都合が良いと思われる。¹²⁾



第84図 長谷川輝雄案西院伽藍復原案(単位高麗尺)



第85図 $\sqrt{2}$ 開平矩形の性質(服部勝吉氏論考により作図)

金堂の柱間寸法

西院伽藍の金堂・五重塔の柱間寸法と垂木割に密接な関係があり、高麗尺7寸5分がその単位となって計画されていることは岸熊吉、浅野清らによって明らかにされ¹³⁾、かつ、各建物の使用尺度にも僅かながら違いがあり、回廊の東西、南北の長さも違い、従って振れに差があることも早くから知られている¹⁴⁾。

金堂・塔・中門・回廊の位置の設定、個々の計画や相互の関連なども研究されているが、従来の成果をもとに、まず西院伽藍の造営計画について考えてみることにする。

金堂・五重塔の柱間寸法はすでに詳しく解明されているとおりで、金堂初重は桁行5間、梁間4間、桁行総長曲尺46.28尺(14.024m)、中央3間(身舎)各10.68尺、両端間(庇)7.12尺、梁間総長35.60尺(10.788m)、中央2間(身舎)10.68尺、両端間(庇)7.12尺。身舎曲尺10.68尺は高麗尺9尺、高麗尺7寸5分を単位とすると12単位(以下垂木割の単位「支」をあてる)、庇の7.12尺は高麗尺6尺、8支、従って桁行は高麗尺39尺(以下特記しない限り寸法は高麗尺)、52支、梁間は30尺、40支で、桁行は梁間の1.3倍となる。金堂梁間30尺、40支は回廊の南北計画寸法180尺の6分の1、1町の10分の1に、身舎梁間18尺、24支は回廊南北計画の10分の1にあたり、金堂・塔・中門の柱間寸法、さらに建物設計の基本寸法とされたと考えられる。

金堂二重は桁行4間、梁間3間、桁行・梁間とも初重より各15支(1支は高麗尺7寸5分)

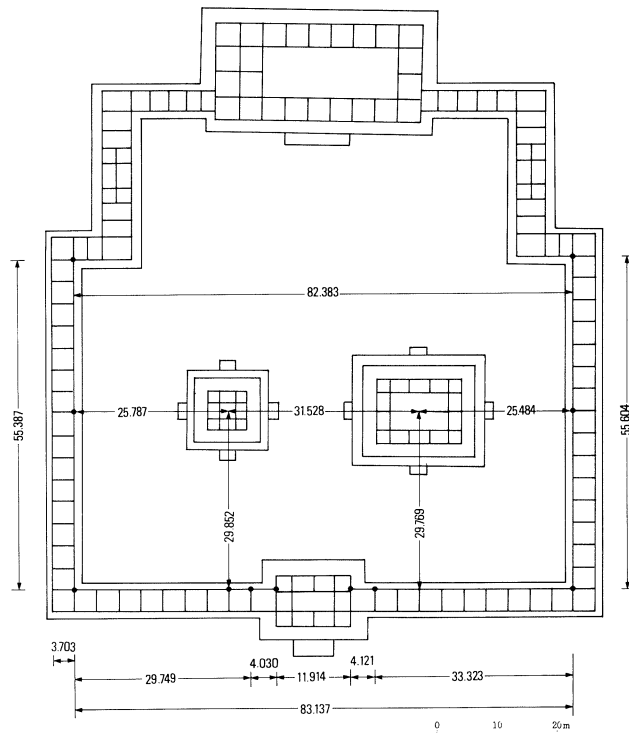
を落して37支と25支とし、初重身舎柱通りより各半支前へ出ることになる。各柱間は支数によって定め、桁行中央2間は11.5支、8.625尺、端の間7支、5.25尺、梁間は中央間11支、8.25尺、端の間7支、5.25尺とし、尺度では2寸5分、あるいは6寸2分5厘の端数が付く。

五重塔の柱間寸法

五重塔は初重総間曲尺21.175尺(6.417m)、高麗尺18尺、5重はその半分9尺とし、二重、三重、四重はこの間を等差に割付ける。初重中央間曲尺8.823尺、脇の間同6.176尺は10支、高麗尺7.5尺と7支、5.25尺に当り、中2本の柱は正八角形の各頂点に立ち、対角線の2分の1($\sqrt{2}/2$)を各隅柱から側通りに取ったところが柱位置になる。初重総間の24支、18尺は金堂身舎梁間に合わせている。

中門の柱間寸法

中門は高麗尺によって完数とならない間が多いので、尺度による完数を得ようとする以前の研究にはかなり無理がある。中門の解体修理は明治34年に行われているが、その時の図面によると、初重梁間は総間曲尺27.91尺、中央間同11.63尺、端の間同8.14尺、これは高麗尺で総間24尺、中央間10尺、端の間7尺となる。総間24尺は、金堂の身舎梁間18尺と庇1面6尺を加えた寸法に当る7寸5分を単位とする支割では、全体は32支となり、中央間13 $\frac{1}{2}$ 支、端の間9 $\frac{1}{2}$ 支となって各3分の1の端数が付くが、高麗尺では完数となる。桁行総長は曲尺



第86図 西院回廊現状平面寸法(単位m)

なお、各建物における標準尺度はやや違いがあり、金堂から塔、中門、回廊と順次短くなる。中門・回廊に続いて建立されたと考えられる東大門・経蔵も、中門・回廊と同様の傾向を示す¹⁷⁾。

回廊の柱間寸法

南面回廊より北面回廊は約0.75m短くなり、かつ中門両脇の南面東方および西方回廊柱通りも一直線に通らず、かなりの施工むらがある。回廊外側の柱間は南面では中門東方11間(中門脇を含め)、同西方10間、東面・西面17間とする。北面は現在各4間目で北へ折れて、経蔵・鐘楼へと続き、さらに大講堂梁間前端間に取付くが、本来、北面回廊は金堂・塔を取り囲み、全体で24間であったと考えられる¹⁸⁾。

金堂・塔の間口の大小を考慮して東方を1間広くし、中門心は回廊心より回廊半間分だけ西へ寄っている。金堂・塔の中心が南面両端隅柱から9本目の回廊柱心、東西回廊の南端隅柱から10本目の柱心に合い、北方より回廊1間分、10.5尺だけ金堂・塔の前面を広く取ることは、すでに長谷川輝雄が指摘している。回廊各柱間は桁行・梁間とも曲尺12.2尺余りの間が多い。これは高麗尺10.5尺、7寸5分の14支と考えられている。従って東西面は17間、178.5尺、238支となる。後述のように、これは180尺、240支に計画したものを10.5尺で割られるように、1.5尺、2支の修整をしたものと考えられる。

回廊が1対 $\sqrt{2}$ になることは服部勝吉が指摘したとおりであるが、奥行の計画寸法180尺、240支を基準とすれば、間口はその $\sqrt{2}$ 倍で、255尺、340支に計画されている。回廊は対面の長さに差があり、各間によってむらもあるが、間口340支から、中門の45支と、中門東方10間、西方9間、各14支を差引くと29支残る。これが中門両脇の間の分となる。全体を339支に修整すれば中門両脇も各14支となるが、北面回廊の割付け、金堂・塔中間の割付けから見ると、中門両脇は14.5支の計画であったと考えた方がよい。

実際の中門両脇間は東方曲尺13.60尺、西方13.30尺で14.5支よりもさらに長い。これは南面回廊内側隅柱間83.137mを234尺(255尺から回廊隅2間分21尺を引く)で割ると、1尺35.53cmとなって他の3面より長く、従って南面回廊隅柱の位置は長目の尺度で決定されているが、回廊柱間は曲尺12.22尺前後(1尺35.27cm)で短か目の尺度であり、両端から順次割付けて端数を中門両脇に集めたため計画より広がったと考えられる。

北面回廊は24間と考えられるが、全体を340支とすると4支の余りができ、中央2間を16支、12尺に計画したと考えられる²⁰⁾。北面回廊は南面よりも総長が約0.75m短いので、実際の施工は両端から順次割付け残りを中央にあてたと思われる。

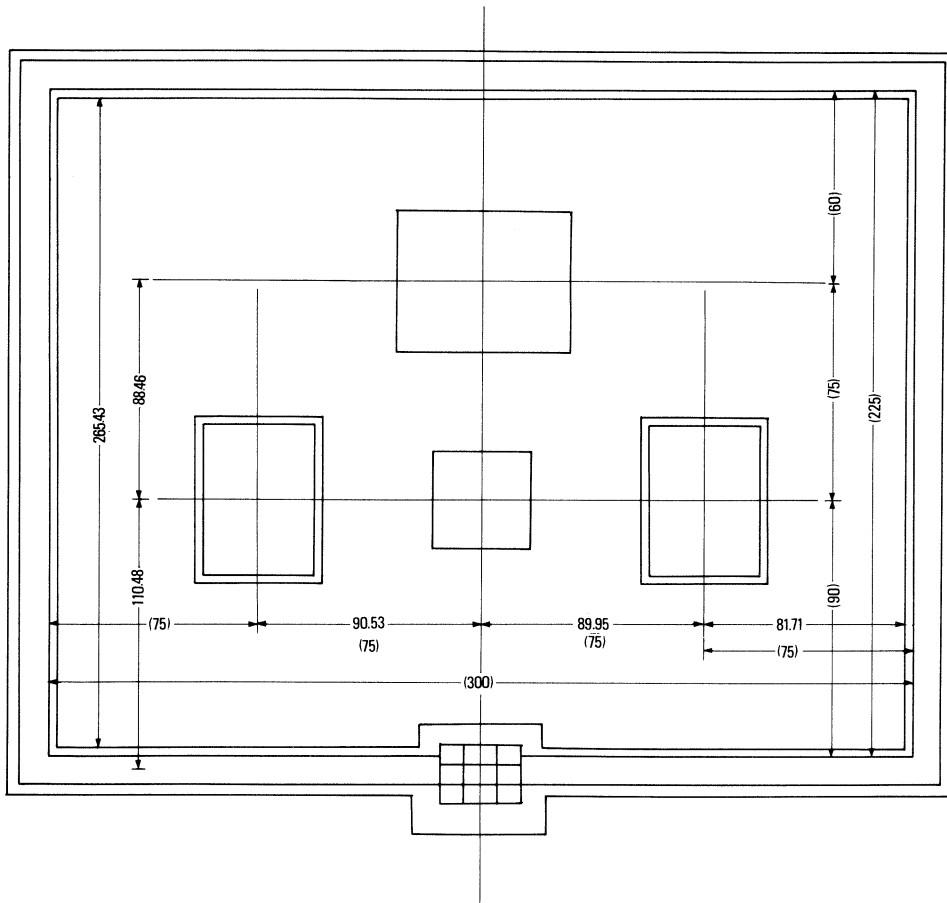
伽藍造営の基準

西院伽藍の平面計画では高麗尺で完数が得られるところも多いが、その7寸5分が単位となってすべてが計画され、高麗尺による完数はあまり意識されなかったと見てよい。若草伽藍の金堂・塔中心間が75尺にとられ、さらに周辺の古地割が高麗尺、300尺を基準とするこ

とは、7寸5分が高麗尺75尺、1町の4分の1を100支とした小単位で、75尺と7寸5分を伽藍造営計画の基準と小単位としたことを示している。

飛鳥寺の造営計画

飛鳥時代の伽藍造営計画に高麗尺75尺が重要な基準であったことは、飛鳥寺にもみられる。飛鳥寺の塔中心から中金堂・東金堂・西金堂中心まで88.46尺、89.95尺、90.53尺で2尺程の差はあるが、いずれも計画は75尺であったと思われる。また、東金堂の中心から東回廊基壇内側まで曲尺81.70尺であり、中軸線から回廊内側柱心までは高麗尺150尺に計画されたようで、飛鳥寺回廊東西幅の計画は内々で75尺の4倍、丁度1町、300尺をとっている。南北は基壇内々が曲尺265.43尺で丁度大尺225尺、75尺の3倍となり、回廊内側柱通りではこれより基壇の出だけ大きくなる。これは個々の柱間割付けに当たっての修整と施工の粗さが重なっているためであろうが、回廊の縦横は3対4に計画され、塔と三金堂はその中に規則的に配置された。東西金堂が塔を中心として向い合うため南面を広くとり、南面回廊内側から塔・



第88図 飛鳥寺伽藍計画(単位曲尺(調査報告書))。()内は高麗尺による推定基本計画寸法。)

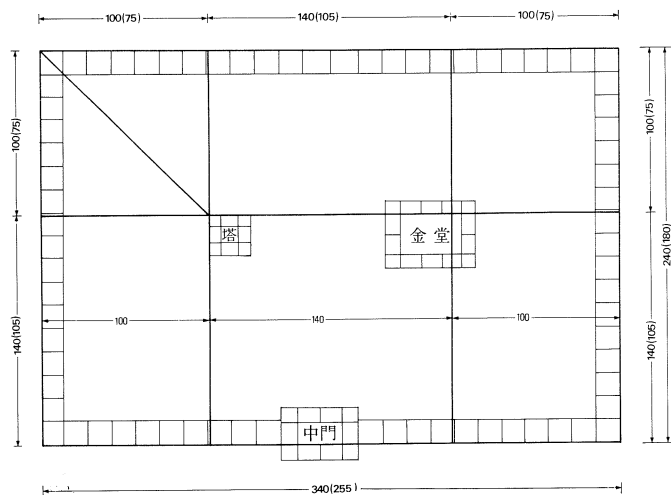
東西金堂中心までが90尺，中金堂中心から北面回廊内側までが60尺に計画されている。橘寺の塔・金堂中心間は曲尺88尺，これも高麗尺75尺の計画である。

西院伽藍造営計画

西院伽藍において金堂・五重塔中心から東西回廊・北面回廊外側，南面回廊内側までは回廊8間分，112支で同寸法である。金堂・塔中心間はこれより4支広く116支となる。若草伽藍ではこれが丁度75尺，100支となる。西院伽藍では塔西北隅柱から北面回廊および西面回廊外側までをみると丁度100支すなわち75尺となり，ここに4分の1町がとられている。回廊は南北180尺，240支を178.8尺，238支に修整して施工しているが，240支から100支を差引いた140支は，100支を1辺とする正方形の対角線の長さ約141支に近く，さらに，100支に240支を加えると340支となり回廊東西幅の計画値に一致する。服部勝吉は西院伽藍の計画に $\sqrt{2}$ 開平矩形の特性が随所に利用されていることを指摘しているが，180尺と255尺の $\sqrt{2}$ 矩形がはじめに定められたとするよりも，これを逆に考えて，4分の1町75尺とする小正方形をもとにして，100支と100支の $\sqrt{2}$ 倍，140支の小 $\sqrt{2}$ 矩形をつくり，さらに100支と140支を加えた240支を1辺とする大正方形を並べて回廊全体の規模を定めたとすれば，西院伽藍においても高麗尺75尺を100単位として計画の基本的長さとしたことになる。この小正方形の角（第85図）を塔の西北隅柱に当てたが対称の位置（東面回廊外側から75尺，100支）は金堂身舎背面東脇の間の中心に当る。この点から金堂東側柱までは14支となるが，金堂桁行の2分の1，26支と，塔の2分の1，12支との差も同様14支で，これが回廊柱間に定めら²¹⁾れている。

このように回廊全体の規模，建物の位置と各建物の柱間寸法が極めて密接な関連のもとに周到に計画されている。もっとも長期にわたる造営の間に尺度の微妙な変化や仕事の精度などによってかなりのゆがみや振れを生じ，計画との差ができています。計画の要点をまとめると，次のようなことになろう。

第89図 西院伽藍基本計画支数（高麗尺7寸5分を単位とした基本計画支数。（ ）内は高麗尺による寸法。）



注目される。若草伽藍の回廊が未完であったか、あるいは築垣とされたようなこともあり得ないことではないが、一案として若草伽藍の金堂・塔の中心から四面回廊内側まで各75尺と考えると、回廊内側で東西150尺、南北225尺となる。これは飛鳥寺東西金堂の心を東西回廊内側柱通りにあて、回廊東西幅を飛鳥寺の半分とし、南北は同規模としたことになる。回廊梁間は飛鳥寺、川原寺、山田寺、法隆寺西院伽藍いずれも曲尺12尺強、高麗尺10.5尺で、これが飛鳥寺院の回廊の標準寸法であり、若草伽藍においても同様に考えてよいと思われる。²⁵⁾この場合、考慮に入れる必要のあるのが東室である。東室は礎石、柱に転用材が多数あり、西院伽藍建立に当って古材を再用しているが、もと若草伽藍の僧房であった可能性を持っている。桁行柱間に大小のあるのも古材転用に要因があると考えられるが、広い間は高麗尺9尺である。これは現金堂身舎柱間とも同じであるが、もと若草伽藍の僧房であったとすると、回廊と柱筋を合わせていた可能性もあり、従って回廊柱間が9尺であった可能性もある。²⁶⁾9尺は7寸5分を単位すると12支となり、金堂・塔中心から四面の回廊外側まで7寸5分の112支、84尺となって、西院伽藍の金堂・塔中心から東西北回廊外側、南面回廊内側までと同じ寸法になる。もっとも東室が講堂の北にあれば直接回廊と柱を揃える必要は少く、回廊外側までを112支、84尺で押えて回廊幅を14支、10.5尺にとったことなども考えられる。外側をこの寸法とすると、若草伽藍は西院伽藍より回廊長辺で金堂・塔中心間の116支と100支の差の分、7寸5分の16支分が短くなり、短辺では丁度西院回廊1間分が短くなって、両者の計画には不可分の関連があることになる。若草伽藍の回廊の遺構は未確認で想像の域を出るものではなく、このほかにも $\sqrt{2}$ の導入などをふくめ各種の案ができようが、西院伽藍と大差なく、それより大きくはないと考えてよさそうである。

西院伽藍と若草伽藍の関係

若草伽藍の造営計画を回廊外側まで112支と考えた場合は、西院伽藍は金堂、塔を横に並べるために、若草伽藍の金堂、塔の中間を16支分(これは西院金堂桁行と梁間の差12支に近い)ひろげ、かつ前を回廊1間分ひろげたにすぎないことになろう。

西院伽藍は若草伽藍の西北方の丘陵の端を切開いて新たに敷地を造成し、金堂と塔を横に並べ、前に記したように均密に計画されたが、寺院の由緒ばかりでなく、伽藍造営計画も若草伽藍をもととして立てられ、高麗尺75尺を基準とする計画の根本はそのまま受継がれたらしい。このことは単に配置や柱間寸法ばかりでなく、西院伽藍のいわゆる飛鳥様式と考えられている特徴、柱のふくらみ、大斗の皿斗、雲斗雲肘木、反りのある叉首組、卍字崩しの高欄、人字形割束などの独特の細部、側・入側柱の高さを揃えて井籠組に通肘木を積み重ねた構造手法なども、若草伽藍に用いられた飛鳥時代の手法を継承するところが多いことを裏付けよう。²⁷⁾

法輪寺・法起寺・中宮寺など

法輪寺は戦前まで飛鳥様式の三重塔が残り、昭和25年に伽藍の発掘調査が行われ、その後にも塔跡などの調査があるが、石田茂作は法輪寺の回廊や金堂は法隆寺の3分の2をとった

ものとされている。法隆寺のように北面回廊の外に離れて講堂が建つが、正式報告が未公表のため、こまかい造営計画の検討はむずかしい。

法起寺三重塔は寸法、様式とも法隆寺五重塔と共通するところが多いが、²⁸⁾塔が東、金堂が西にあり、北面回廊の中間を切って講堂が内庭に面して建つと考えられている。石田茂作を中心として昭和35年に第1回、同36年に第2回の調査があり、その後、塔の修理工事、北西隅の道路工事、防災工事、収蔵庫建設にともなう調査などがあるが、²⁹⁾初期の調査成果の詳細が未公表のため、法輪寺と同様にこまかい計画の検討はできないが、法輪寺と法起寺は法隆寺西院伽藍をもとにして、これを縮小して計画されていると見てよいであろう。

中宮寺の旧寺地も昭和38年に石田茂作・稲垣晋也らによって発掘されている。中宮寺は若草伽藍と同様に塔・金堂が南北にあるが、方位はほぼ真北を向き、塔・金堂中心間は18.9mで、³⁰⁾若草伽藍にくらべるとかなり短い。

四天王寺の発掘調査によると、回廊は長辺101.06m、短辺71.70mである。回廊計画が高麗尺か天平尺かなお検討の余地が残されているが、長辺と短辺は $\sqrt{2}$ の関係にある。³¹⁾

橘寺も石田茂作らによって調査され、伽藍は東向きで、金堂、塔中心間の距離は曲尺88尺(26.67m)であり、これは若草伽藍と同様に高麗尺75尺に当る。金堂後方に講堂があって、回廊は講堂側面に取付くようにも推定されているが、講堂の前面北方に東西方向の石列が発見されており、これを西面(背面)回廊基壇外側と考えると、橘寺の回廊も金堂の後で閉鎖されて講堂はその後方に独立して建つことになり、回廊の比率とはほぼ1対 $\sqrt{2}$ となるようである。この場合、回廊は南北(短辺)が高麗尺150尺、東西(長辺)はその $\sqrt{2}$ 倍、211尺程、塔中心から前面回廊外側柱通まで62尺程の計画らしい。³²⁾この寺もさらに広範囲に発掘調査を行えば、伽藍計画はさらに詳しく判明すると思われる。

おわりに

法隆寺防災工事にともなう発掘調査で若草伽藍の柵列が発見されたことは、今後の調査に大きな期待をいだかせるものであるが、金堂・塔の遺構と今回発見の北柵列によると、1町、高麗尺300尺の4分の1、75尺が伽藍造営計画の基準寸法になったと考えられる。一方、西院伽藍の各建物では、柱間寸法がその100分の1の7寸5分を単位とし、金堂、五重塔の規格的な部材のせいも7寸5分にとられるなど、計画上の関連が認められるので、西院伽藍の配置計画を再検討し、ここでも高麗尺が計画の基本となることを確めた。飛鳥寺・橘寺においてもこの寸法は金堂・塔中心間の距離にあてられている。

1塔3金堂の飛鳥寺では、回廊が3対4に計画されたのに対し、金堂が1棟であった若草伽藍は3対2に計画された可能性を考えたが、四天王寺、西院回廊は1対 $\sqrt{2}$ であり、橘寺も同様の可能性が大きく、回廊の比率には整数比と $\sqrt{2}$ 開平矩形の場合が考えられる。単純に前者から後者へ発展したとみてよいのか、今後の検討が必要であろうが、西院伽藍のような全く隙のない厳密かつ巧妙な計画が生み出されたのも、長い経験を経た上のことであろう。

法隆寺西院伽藍と若草伽藍の伽藍計画に緊密な関連が考えられるすると、いわゆる法隆寺式伽藍配置が、いわゆる四天王寺式伽藍配置に直接つながることになる。これは、法隆寺西院伽藍の様式手法が飛鳥的なものを多く残すことを再確認することになる。

山田寺については、当時の伽藍配置計画も明確になりつつあるが、現在東面回廊南方の発掘調査が進行中であるので今回はふれなかった。

百済・新羅の寺院にも、軍守里³²⁾廃寺をはじめ、金剛寺、定林寺などの「一塔式伽藍配置」、いわゆる四天王寺式伽藍配置の寺院の調査研究が進められており、飛鳥寺造営における造寺工らの渡来、『上宮聖徳太子伝補闕記』に、斑鳩寺の被災の後、高井寺・三井寺の造営にたずさわったとされる百済の入師・聞師・円明師らも百済渡来の工匠であろうとする見解もあって、法隆寺における百済系工人集団の存在も十分考えられ、百済・新羅・高句麗寺院の造営計画との関連も、今後の重要な興味ある検討課題であることはいうまでもない。

古代寺院の造営計画は、なお十分検討を要し、若草伽藍などに関して推察の域を出ないところが多く粗案のままであるが、本概報にあらましを述べることにした。

本報告にあたり、奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所堀内啓男、今西良男、幹田秀雄、橿原考古学研究所菅谷文則及び奈良国立文化財研究所埋蔵文化センター測量研究室、同平城宮跡発掘調査部員ら多くの方々に協力を受けた。

注

- 1) 関野貞「法隆寺金堂塔婆中門非再建論」『建築雑誌』218 明治38年
- 2) 長谷川輝雄「四天王寺建築論」『建築雑誌』477 (大正14年)の「附図第七 法隆寺伽藍復原図」
- 3) 服部勝吉「伽藍配置意匠に関する図式解析法に就いて(第一回)～(第六回)」『建築学研究』創刊号～9 昭和2～3年
服部勝吉『法隆寺重脩小志』彰国社 昭和21年
なお、 $\sqrt{2}$ 矩形は古代ギリシヤにおいても、建築意匠などの調和の基本として用いられた。 $\sqrt{2}$ 矩形は2分の1にしても4分の1にしても同じ比率になる。
- 4) 石田茂作「法隆寺若草伽藍址の発掘」『伽藍論攷』養徳社 昭和23年、『法隆寺雑記帖』学生社 昭和44年
- 5) 『法隆寺若草伽藍跡昭和43年度発掘調査概報』『同昭和44年度発掘調査概報』文化庁文化財保護部 記念物課
- 6) 石田茂作『伽藍論攷』養徳社 昭和23年、『東大寺と国分寺』至文堂 昭和41年、『法隆寺雑記帖』学生社 昭和44年、『飛鳥随想』学生社 昭和47年などに所収の諸論考。
- 7) 文化財保護委員会『四天王寺 埋蔵文化財発掘調査報告第六』吉川弘文館 昭和42年
- 8) 奈良国立文化財研究所『飛鳥寺発掘調査報告奈良国立文化財研究所学报第五冊』昭和33年
『仏教芸術33 飛鳥寺発掘特集』毎日新聞社 昭和33年
- 9) 『法隆寺国宝保存工事報告書第十三冊 国宝法隆寺五重塔修理工事報告』昭和30年 『法隆寺国宝保存工事報告書第十四冊 国宝法隆寺金堂修理工事報告』法隆寺国宝保存委員会 昭和33年

竹島卓一『建築技法から見た法隆寺金堂の諸問題』中央公論美術出版 昭和50年

- 10) 浅野清『法隆寺建築綜観』便利堂 昭和28年、『昭和修理を通して見た法隆寺建築の研究』中央公論美術出版 昭和58年
- 11) 北柵列の北に同方位の掘立柱穴があり、その約18m北方に東西に並ぶ2個の柱穴は北柵列から高麗尺約50尺に当り、中軸線の東に南北に並ぶ3個の柱穴は中央柱穴心が北柵列から約8.5m、高麗尺24尺程にある。これらの柱穴によって北柵列の北方にも関連施設の存在が予想され、北柵列は金堂・塔・僧房などの主要建物北限の柵と考える方がよいようである。
- また、今回の調査で、東大門、西大門間参道で西柵列の掘立柱穴3個を検出したが、これは推定伽藍中軸線から約44.5m、高麗尺126尺程に当り、半町より短い、これは谷筋の付けかえなどに関連してやや狭くなったのかもしれない。
- 12) 田村吉永「条里より見たる法隆寺」『綜観法隆寺』河原書店 昭和24年、「若草伽藍と法隆寺々地についての一考察」『史迹と美術』302昭和35年、岩本次郎「斑鳩地域における地割の再検討」『文化財論叢 奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集』同朋社出版 昭和58年 なお、斑鳩地域の古地制に関する諸研究は上記岩本論考に詳しく引かれているのでそれを参照されたい。
- 13) 岸熊吉「法隆寺五重塔の実情と一部復原的考察」『塔婆の研究 夢殿第十』斑鳩古郷舎 昭和8年
- 14) 『法隆寺国宝保存工事報告書第六冊 国宝建造物法隆寺大講堂修理工事報告書』（法隆寺国宝保存事業部 昭和16年）75頁に、聖徳太子奉讃会所蔵伽藍平面図を補整して掲げられており、奈良県教育委員会に回廊修理時の実測図が所蔵されている。
- 15) 奈良県教育委員会所蔵。関野貞の注1論文もこの寸法によっている。
- 16) 中門柱間寸法計画表

柱 間		曲 尺 寸 法	計 画 支 数	計 画 高 麗 尺	高麗尺1尺 当り曲尺	同	cm	計画高麗尺 の曲尺換算
初	桁 行	中央2間	11.50	13½	9.875	1.165	35.29	11.485
		端の間	8.14	9½	7.00	1.163	35.24	8.141
		総間	39.28	45	33.75	1.164	35.27	39.251
重	梁 間	中央間	11.63	13½	10.00	1.163	35.24	11.630
		端の間	8.14	9½	7.00	1.163	35.24	8.141
		総間	27.91	32	24.00	1.163	35.24	27.912
二	桁 行	中央2間	8.95	10¼	7.6875	1.164	35.28	8.925
		端の間	6.50	7½	5.625	1.156	35.02	6.531
		総間	30.90	35½	26.625	1.161	35.17	30.912
重	梁 間	中央間	7.40	8½	6.375	1.161	35.18	7.401
		端の間	6.10	7	5.25	1.162	35.21	6.095
		総間	19.60	22½	16.875	1.161	35.20	19.592

高麗尺1尺当り曲尺は、曲尺寸法を計画高麗尺で割ったもの。計画高麗尺の曲尺換算は、計画と現状の差を見るために、高麗尺標準値を初重は梁門総長によって1.163尺、二重も梁間総長によって1.161尺として計画高麗尺を曲尺に換算した。曲尺の寸法は奈良県教育委員会所蔵図面によった。

17) 法隆寺古代建造物の標準尺度

名 称	高 麗 尺		天 平 尺		天平尺換算値		備 考
	曲 尺	cm	曲 尺	cm	曲 尺	cm	
金 堂	1.186	35.94			.9883	29.95	
五 重 塔	1.176	35.64			.9800	29.70	初重柱間による
中 門	1.163	35.24			.9692	29.37	〃
回 廊	1.172	35.53			.9770	29.61	南面回廊内側 隅柱間による
〃	1.160	35.17			.9667	29.31	西面回廊内側 隅柱間による
東 室	1.170	35.45	.975	29.55	.975	29.55	桁行10.53尺を高麗尺9尺として、天平尺は身舎梁間
東 大 門			.9676	29.32			
経 蔵			.969	29.36			
食 堂			.975	29.55			
東 院 夢 殿			.978	29.64			差渡238尺として
東 院 伝 法 堂			.978	29.64			
綱 封 蔵	1.166	35.33			.9717	29.44	梁間を高麗尺7尺として
大 講 堂			.9893	29.98			
大 講 堂 前 身			.980	29.70			
鐘 楼 (西 院)			.988	29.94			
法起寺三重塔	1.176	35.64			.9801	29.70	
法輪寺三重塔	1.160	35.15			.9667	29.29	

金堂・五重塔の中心間の寸法は特に重要な値であるが、裳階・須弥山などのため直接計測が不可能である。そのため、裳階隅柱を中かいとして算出すると、31.528mとなる。これは高麗尺87尺の計画のはずで、一尺36.30cmとなって特に大きい数値となる。注14の伽藍平面図も裳階による寸法を記入しているが、それでは102.9尺となる。

各建物の尺度は、金堂、五重塔、南面回廊総間、中門、回廊の順に短くなり、東大門と経蔵が中門・回廊の天平尺換算値とほぼ等しい数値を示し、この間、ほぼ造営の順に短くなる傾向がうかがわれる。18) 回廊は延長が長い実測値にもむらが生じやすいが、今回回廊内側で計測・算出した数値を第86図に示した。測量方法などについては別項を参照されたい。

回廊柱間寸法はばらつきが大きく、狭い間は3.650m、特に広い間では3.814mとなるが、大部分は3.70m前後である。図に記入した梁間寸法3.703mは、奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所が、回廊修理工事に当り標準寸法としたものである。南面回廊の中門脇の柱間も中門と回廊柱通りが喰違う

ので、直接実測した寸法によった。

なお、東西回廊は登りになっており、内側隅柱礎石間の高低差は東面0.615m、西面0.72mで、斜距離は東55.608m、西55.392mとなるが、図記入の水平距離との差はきわめてわずかである。

19) 注2の伽藍復原図

20) 山田寺回廊の発掘調査によると、北面回廊中央2間は高麗尺12尺、他は10.5尺で、西院北面回廊の推定と同様である。

21) 塔初重脇の間、中門二重梁間端の間が7支で回廊柱間の半分になる。石井邦信は「方五斜七」あるいは「方七斜十」を考慮する必要があると指摘されている。(『建築学会大会講演梗概集』昭和46年など)。塔初重支割、中門初重梁間柱間の割付けは10対7、回廊の短辺の基本計画は100支と140支を加えた240支で、10対14になる。いずれも $\sqrt{2}$ にごく近い比率であるが、10対7は1,429、14対10は1,400で一致しない。このためどちらかに拘束されたのではなく、 $\sqrt{2}$ を目途にして、それに適ぎ僅少の補整を加えたのではないだろうか。

中門廻廊の計画寸法などについては、飯田須賀斯、沢村仁、石井邦信らの多くの論考がある。

沢村 仁 「中門、廻廊」『奈良六大寺大観 第一巻 法隆寺一』岩波書店 昭和47年

飯田須賀斯・山森芳郎 「法隆寺中門・五重塔の幾何学的比例」『日本建築学会論文報告集号外』昭和40年

石井邦信 「推定復原寸法からみた法隆寺西院伽藍計画の疑問点」『日本建築学会九州支部研究報告』第21号 昭和49年、「内法・心々・外法の関係による法隆寺中門の柱間寸法について」『日本建築学会学術講演梗概集』昭和50年、「法隆寺西院回廊の柱間と部材寸法の関係について」『学会中国・九州支部研究報告』第3号 昭和50年

22) 石井邦信らが指摘されているように、高麗尺7寸五分は柱間寸法・垂木割の単位のほかに部材や立上り寸法の基準ともなった。例えば、金堂初重柱長さ14支、二重柱長さ7支、出桁の出は初・二重とも7支とする。金堂大斗幅は2支、せいは1.2支、肘木長さを5支とするなど、建物全体の計画にも大きく影響し、金堂・塔の通肘木・肘木・尾垂木などに多用する規格的な材は、せいを7寸5分幅を5分の4の6寸に取る。中門の規格材はせい高麗尺6寸5分、幅はその5分の4で、金堂頭貫とはほぼ同じである(沢村注21論考)。

23) 昭和43年度の調査で、塔東方の東回廊想定地付近では、中軸線の東方27～36m付近の地山粘土がわずかに高く残っていたが、建物の存在を確認するものは見出していない(注5の概報)。

24) 石田茂作は四天王寺式伽藍の比較研究から、若草伽藍の回廊を東西220尺(塔・金堂距離の2.5倍)、南北380尺(同3.5倍)、寺域一辺長660尺に推定されている(『法隆寺雑記帖』)。

25) 飛鳥時代の回廊の柱間は、曲尺12尺強で高麗尺10.5尺に当る例が多い。柱間10尺とせずに5寸の端数のあることは、西院伽藍のように、各建物の配置、回廊との関係や柱間寸法、さらに立上り寸法を密接に関連させた計画手法が早くからあったことを示唆している。なお、若草伽藍の回廊を内側で225尺と150尺、梁間と桁行標準を10.5尺とすれば、北面は中央2間12尺、脇6間ずつを10.5尺で取ったことになり、東西面は中央で12尺の間が3間、その他18間は10.5尺でほぼ都合よく割付けられる。長辺を4.5尺縮めると外周で10.5尺間が23間、241.5尺となって山田寺と同計画となる。

- 26) 『重要文化財法隆寺東室修理工事報告書』奈良県教育委員会 昭和36年
- 27) 伊丹廃寺は法隆寺と同系の伽藍配置で、金堂、塔の規模、金堂・塔中心間距離もほぼ等しい。伊丹廃寺では金堂・塔中心から東西回廊と南回廊への距離はほぼ等しく、北面回廊への距離がやや短い、回廊はゆがみが大きく、中門が逆に金堂の方へ寄っているなど、中門・回廊について計画に若干の違いがある。高井梯三郎『摂津伊丹廃寺跡』伊丹市教育委員会 昭和41年
- 28) 『国宝法起寺三重塔修理工事報告書』奈良県教育委員会 昭和50年
- 29) 中村春壽・稲垣晋也「法起寺の発掘成果」『奈良県観光』48 昭和35年 『法起寺旧境内緊急発掘調査概要』奈良県 昭和44年 前園実知雄「法起寺境内発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報1976年度』奈良県立橿原考古学研究所 昭和52年 立木修「法起寺の調査」『奈良国立文化財研究所年報1981』
- 30) 旧中宮寺跡地の発掘調査によると、金堂・塔中心間は18.9m、塔は下成基壇13.5m上成基壇11.3m、柱間6.8m程、ほぼ法隆寺五重塔と同規模、金堂の当初基壇は桁行17.7m、梁間14.1m程、法隆寺と法輪寺の中間的規模であった。金堂・塔中心間18.9mは特に狭い。高麗尺で53尺程になるが、この定め方の一案として、75尺の $\sqrt{2}$ 倍の半分を考えると高麗尺53.033尺となる。これはまた7寸5分の $\sqrt{2}$ 倍(高麗尺35.6cmとすれば37.76cm)を単位として50単位(37.76cm×50→18.88m)或はその $\sqrt{2}/2$ の100単位をとったことにもなる。
- 稲垣晋也「文化財レポート⑤旧中宮寺跡の発掘と現状」『日本歴史』299 昭和45年
- 31) 発掘調査の成果によると、四天王寺回廊外周は創建当初長辺101.1m・短辺71.7mである。『報告書』においても天平尺で計画された可能性を考えているが、金堂・塔中心間距離を天平尺100尺とみて、これを西院伽藍のように小正方形の一辺として $\sqrt{2}$ 矩形を考えると、短辺71.7m、長辺100.9m、天平尺で241尺と340尺となり、調査成果とよく近似した寸法となる。もっとも、長谷川輝雄が論じたように、短辺を高麗尺200尺としたかもしれず、また、塔・金堂中心間29.55mを75単位とすると、回廊は180と255単位(法隆寺西院伽藍では高麗尺でこの数値)、1単位を高麗尺7寸5分×1.5倍=1.125尺としたことも考えられ、四天王寺の造営計画は、山田寺、橘寺などをふくめさらに検討が必要である。藤島玄治郎『古寺再現』学生社 昭和42年、注2の論考、注7の報告書。
- 32) 石田茂作『飛鳥 近畿日本叢書第三冊』近畿日本鉄道株式会社 昭和39年、「橘寺の伽藍配置」『飛鳥随想』学生社 昭和47年
- 33) 若草伽藍は発掘の状況及び今回発見の西柵列によって、三金堂とはなり得ないであろう。
- 34) 軍守里廃寺は塔・金堂が前後に建つ「一塔式伽藍配置」で、回廊は鐘経楼をへて講堂両脇に達するが、塔・金堂中心間は83尺、塔心から中門内側まで同様83尺である。東西回廊の基壇の一部も発見されているが、塔との距離関係は報告書に記載がない。石田茂作の論考(『法隆寺雑記帖』所収)によると回廊東西220尺、南北260尺とされている。塔・金堂中心間距離83尺(25.15m)を75単位と仮定すると、一単位33.53cmで、これは高麗尺7寸5分の1.25倍(高麗尺1尺は35.76cm)に当たり、回廊東西幅はこの単位で200単位に近く、この伽藍にも75尺—7寸5分が計画の基礎になっている可能性が考えられる。石田茂作「扶余軍守里廃寺址発掘報告」『昭和十一年度古蹟調査報告』朝鮮古蹟研究会 昭和12年

2. 西院伽藍の方位の計測

はじめに

法隆寺西院回廊が正確な長方形でなく、方位・長さには僅かながら差があることは早くから知られていた。今回、防災施設工事にともなう発掘調査において、西院の造営に関する新しい所見も得られているので、今後の調査研究のデータとして回廊一郭の計測を行なった。¹⁾

計測の方法

i 伽藍内基準点の増設

まず、回廊東北隅内側の柱（東北隅柱という、以下同じ）の北北西ほぼ3メートルぐらいの任意の位置にトランシット（ウィルド社製T₂を使用）を据え、東北隅柱の心墨（回廊の方向に心墨が残っている）にコンベックス・ルールを当て水平に張り、トランシットの視準軸と心墨との間の距離を読みとり、その値と、同様に東南隅柱の心墨にコンベックス・ルールを当て、トランシットで読みとった値が一致するようにトランシットの位置と望遠鏡の向きを調整した。その望遠鏡の向き（視準軸の方向）を基準線の方向とし、地上にマークし固定した。そして、東北隅柱と東南隅柱の近くの基準線上に基準点を夫々1点設置し、次に、東南隅柱前の基準点にトランシットを移し、基準線から左回りに90°振り込んだ直線を設定し、中門の中心付近と西南隅柱近くに夫々1点ずつ点を設けた。同様に、再び左回りに90°振り込んだ直線上で、西北隅柱の近くにも点を作り、もとの東北隅柱前の点で閉じる長方形のトラバース網を組んだ。更に、長方形の各辺に、塔・金堂の柱位置を前方交会法で求める為の点を2～3点ずつ増設した。中門上の点から外へ出て、中門前の法隆寺基準点No. 2および西大門東側の法隆寺基準点No. 1に取りつけた。法隆寺基準点は、建設省が定めた平面直角座標系（奈良県を含めて近畿地方は、その第Ⅵ系に属し、座標原点は北緯36°、東経136°にある）による座標値を持っているので、それらを与件として、トラバースの計算をして、回廊及び中門上に増設した点もすべて平面直角座標系によるX・Y・Hが求められた。

ii 回廊の柱位置

上述したように、回廊の柱には回廊の方向に心墨が残っているので、基準線からの距離を測ることが出来た。曲尺2本をはさみ尺のように使い、礎石直上で回廊の方向と直角方向の心を求め、柱と柱の間隔と柱と基準点までの基準線方向の距離を計測した。これらのデータを使って、柱一本一本の心のX・Yを計算で求めた。

iii 塔・金堂の柱位置

塔・金堂ともに裳階にかくされて四隅の側柱の中心の位置を外から計測することは不可能である。そこで、ともに裳階の四隅の柱をとり、その外面の角の位置を先に設置した基準点より前方交会法により求めた。

塔においては、裳階の土居桁の幅・柱の太さ・土居桁の内面から塔の四隅の側柱の心墨ま

での距離を測り、裳階の隅柱の角から塔の隅の側柱心までの座標差を出して、側柱心の座標値を算出した。金堂の場合は、側柱に心墨が残っていなかったし、柱間が壁になっているので心を出すこともできなかった。代案として、土居桁内面から地覆外面までの距離を測り、地覆外面の接線の垂直位置を求め、計算に使用することにした。これは、この測定の実目的が金堂の中心および金堂の平均的な方位を求めることにあり、柱心の位置に拘泥しなくても良いと考えたからである。

方位の計算

i 伽藍中軸線の決定とその方位

東南隅柱と西南隅柱（第91図ではイ・ロ）の中間点（ハ）と、金堂の中心と塔の中心を結んだ線分の中間点（ニ）とを通る直線を伽藍中軸線と仮定した。ハは、イ・ロの座標の算術平均で求まる。金堂の中心は前節で説明した地覆外面の交点の座標、塔の中心は四隅の側柱の柱心の座標を使って、夫々対角線の方程式を作り、その交点の座標を連立方程式を解いて求めた。ニはハと同様に、塔の中心の座標と金堂の中心座標を算術平均したものである。

伽藍中軸線の方位は、ハとニを通る直線の方程式の x の係数で表わされ、60進法に換算すると、 $8^{\circ}16'28''$ になる。但し、この値は、ここで使用されている平面直角座標系における座標北から測ったものであるから、真北からの値に修正しなければ、他の寺院との比較は出来ない。

座標北から測った真北の角度を真北方向角といい、下式で求めることができる。

$$\text{真北方向角 } r = - (L - L_0) \sin B$$

ここで、 L = 法隆寺の経度

L_0 = 平面直角座標系（第VI系）の原点の経度

B = 法隆寺の緯度

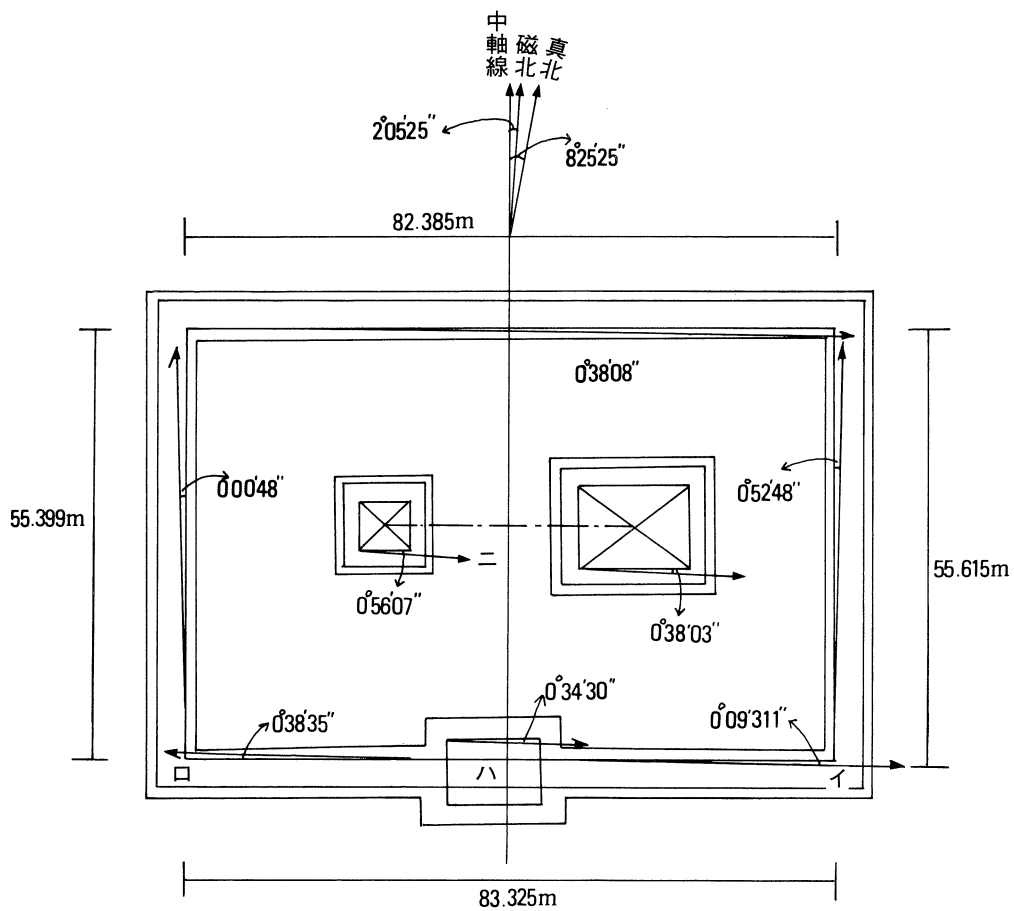
国土地理院発行の2万5千分の1の地形図より、法隆寺西院伽藍の中心の L と B を読みとって上式へ代入し r を求める。

$$r = - (135^{\circ}44'14'' - 136^{\circ}) \sin 34^{\circ}36'40'' = 8'57''$$

つまり、真北からみると、法隆寺の西院伽藍の中心を通る座標軸は、 $8'57''$ 西へ振れているということである。伽藍中軸線は更に西へ $8^{\circ}16'28''$ 振れているので、合わせて真北から $8^{\circ}25'25''$ だけ西へ振れていることになる。

ii 回廊・中門・塔・金堂の方位

回廊と中門の柱心は、一直線上に並んでいるものではなく、夫々少しずつずれている。柱列の平均的な方位を求めるために、最小二乗法を使って各柱心の座標を直線に回帰させ、その直線の方程式を出して、 x の係数から振れの角度を計算した。塔は四隅の側柱心の座標差・金堂は四隅の地覆外面の交点の座標差から夫々を結んだ直線の傾きを求め平均した。



第91図 西院伽藍中心部の各建築の方向の振れ
 イ：回廊東南隅内側の柱心
 ロ：回廊西南隅内側の柱心
 ハ：イ・ロの midpoint
 ニ：金堂心と塔心の midpoint
 中軸線：ハ，ニを結ぶ線

まとめ

伽藍中軸線を基準にして、各建造物の振れの量を表わしたのが第91図である。西回廊は $48''$ という微量な振れしかなく、ほぼ中軸線に平行しているとみなしてよいだろう。東回廊の振れは、ほぼ 1° 近くあり、北に向って内側に入り込む形になっている。北回廊・南回廊の中門より西側・金堂の三者はほぼ平行で、中門の値もそれらに近い。塔の振れが最も大きい。西回廊を除けば、全体に中軸線より更に西へ振れている。

注

- 1) この測量は奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター測量研究室が、奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所の協力を受けて昭和57年4月23日に実施した。
- 2) 法隆寺防災施設工事ともなう発掘調査に当り、広大な寺域に分布する各遺構相互の関係および現存する建造物、地形地物などとの関連を正確に算定するために、昭和55年度に4個所に基準点を設けた。No. 1, 西院東大門・西大門間参道の西大門東内側の斑鳩文庫門前, No. 2, 同中門前能石石段南側, No. 3, 西院東大門外, 院門前, No. 4 東院四脚門内側に標板付コンクリート柱を埋設した。その座標は次のとおりである。

No 1.	X-154141.003	Y-24197.521	H 55.562
No 2.	X-154123.149	Y-24093.805	H 55.109
No 3.	X-154088.471	Y-23863.626	H 52.625
No 4.	X-154035.192	Y-23704.526	H 52.097
- 3) 今回測量した回廊各面の長さ、金堂、塔と回廊の関係は本概報94頁第86図に示した。なお、104頁の注18をも参照のこと。

3. 若草の礎石に就いて

はじめに

法隆寺の再建非再建論争の大きな鍵をにぎる若草伽藍跡は昭和14年の発掘調査以来、それが現法隆寺の前身伽藍跡であることが立証され明治20年代以来の大論争も終結に近づくつつある。ところが問題の礎石に関する文献が欠如しているため礎石の由来を知る手がかりがなく唯一の資料と云うべき「古今一陽集」に収録する古老の伝にのみ従わざるを得ない状態であったが、幸い近年、未整理の文献を調査したところ、二・三の新事実が明らかとなったので、それらを含めて礎石の由来や若草に関する資料を紹介することにしたい。

若草の地名と礎石

若草の地は旧観音院、普門院、実相院裏の広大な空地のことを云う。若草と云う地名の起りは分からないが、平安時代の法隆寺一切経の奥書などに依れば、当時「花園」と呼ばれていたことが分かる。「観自在菩薩瑜伽論念誦儀軌」の奥書に

大治二年四月晦日申尅許書了為滅罪生善僧覺嚴，法隆寺東花園此校とあり、この東花園は他の資料からも現在の普門院地に相当することが判明しており、同時に現実相院地が中花園、旧阿弥陀院地が西花園であったことが分かっている。

したがって現実相院地を中心とする一画を大治年間（1126～1131）以前から花園と呼んでいたことがわかる。

おそらく、この地は他の古代寺院にも例が見られるように、仏供の花や野菜を栽培したところから花園と呼ばれていたのであろう。

しかし、中世以降、東西の門を結ぶ大路に面して子院が連立したため、子院の裏地は自然放置され、雑草の茂る荒野と化したことから若草の茂るところとなり、若草と云う地名に変わったのではないかと推測される。

若草と云う地名は今のところ宝永4年（1707）の「普請方諸払帳」に南大門西並若草福井ついで地の樋石かけの作料貳拾貳人半五拾貳匁が石屋作兵衛に支払われたと云う記録が最も古く、続いて延享3年（1746）に良訓が編したと云う「古今一陽集」に若草のことが詳しく記述している。しかもそこにはじめて礎石に就いてその由来を紹介している。それに依れば、当時、礎石は観音院の敷地（のちに普門院の敷地となつたらしい）内の藪林の中にあつて高三尺餘、廣一丈餘とその大きさまでも記している。

しかも、その石は土中であつてその際の地底から焼米が出たと云う（今は焼米は出ない）石の形は塔の心柱礎石のように見えるがそれを伝える記録もなく、古老の言い伝えもないと叙べている。そこで編者は正治年中（1199～1200）に興福寺の西金堂衆が法隆寺に乱入し、寺中寺辺の堂一字を焼き払い僧房在家から強奪したと云う事件があるから、おそらくこの礎石はその時焼失した殿堂のものであろうと推測している。それに続いて、この地に昔、若草

之伽藍があったとする土俗の伝承を載せている。

これが若草伽藍の名称の最も古い記録であり、若草伽藍問題の最も重要な記録となっている。しかも、その記録に続いて礎石の図が三つ画かれているが、中央の図のみが一陽集の編者が記したものであり、上下の二つは明治34～5年頃に北畠治房男爵が新に書き加えたものである。ところが昭和19年に出版された古今一陽集（石黒豊次編）に於いて北畠氏が書き加えた図をそのまま収録し、更に誤って、礎石の図を北室の項に挿入したため研究者にとって誠に混乱を来している点が少なくない。

この機会に誤りを訂正し、礎石の項の原本に従って紹介しておきたい。

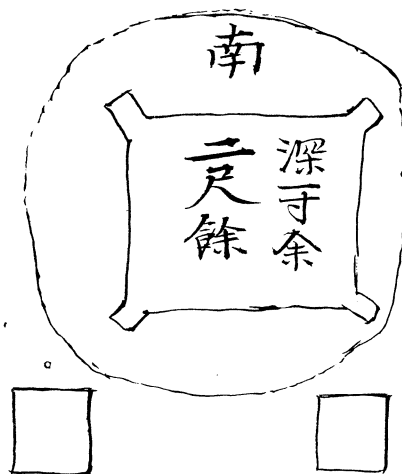
普門院

一、此院之地者、往昔花園、号東花園、後改院号如先也、

礎石

観音院敷地之内、當坤角、叢林傍一之有磐石、高三尺餘、廣一丈餘、石之面如盤又彫如圖形、又石之廻尺餘方石在土中、又穿石際燒米出於地底、都其石之形如塔之心柱礎石、無傳記无古老傳、无識其所謂何謂事、私思視正治年中解狀、大湯屋之下出之、興福西金堂衆亂入當寺致濫吹、有燒失寺中寺邊之堂壹宇僧坊在家盜採^{採り}隱蜜之法文傳記等事、彼礎石爲此凶黨所被厄一字之堂殿乎、又土俗傳云、昔日有謂若艸之伽藍、其若艸之邊纔隔牆壁也、若是等有事縁乎、雖未需其據、一往顯于茲、取捨任意可視之、愚按其懼不少者也、

（古今一陽集の原本には北畠治房氏が書加えた図や訂正図があるため編者が画いた原形の姿が非常に分かりにくくなり混乱しているところが少なくない。幸い文久3年の古今一陽集の書写本があるため、それに原形を尋ねることが出来たので、右にその原形の写真を第92図として掲載することとした。）



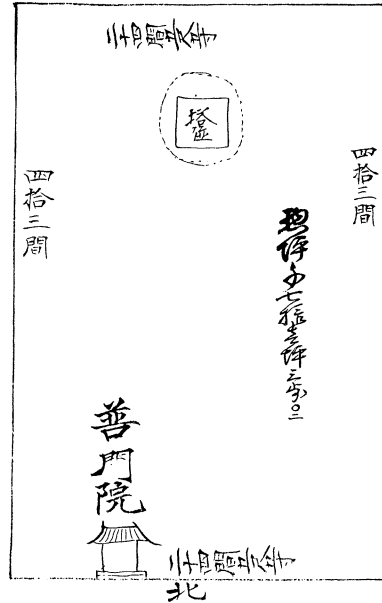
第92図 『今古一陽集』原本の礎石図

近年発見した明治3年9月の「寺院々屋敷反別坪割帳」に記載する普門院の項に第93図に示すように、普門院境内の南寄りに「塔趾」とあり、礎石が塔の心礎であることを公文書の中で明記していることは注目に値する。

礎石の流失年代

礎石はその後、寺外に流失し、数奇な運命を辿ることとなる。

北畠氏が一陽集に書き加えた礎石図に「此分明治十年中上半欽取」と記していることと、明治10年5月7日に堺県の役人が人夫数十人を使って礎石の附近を掘ったが何等珍器らしきものが出土しなかったとする記録等から、この発掘以降、北畠氏が礎石を自宅に運び多寶塔（五重の石塔とも云う）を置く台石にしたとする説を唱える人が最も多い。しかし明治10年の法隆寺の日記には礎石を搬出したとする記録はない。



第93図 「寺院院屋敷反別坪割帳」

ところが大正四年に佐伯定胤管主が記るしたとする由緒書に

天智紀八年十二月災斑鳩寺、當時移安此寺本尊釋迦佛依法隆寺前記所刻即其光背銘也、而此石實爲斑鳩寺塔婆中心殘礎、爾來属荒蕪久矣、明治維新之際、一旦収官遂委土人、土人得之將割而、用之時北畠男在東京、聞之急使人止之、幸得少斫而止、頃者久原得此石欲叙其由刻、痕迹余乃爲記之云

大正四年盛夏

法相宗管長法隆寺管主大僧正佐伯定胤識

とあり、この礎石は斑鳩寺塔婆の中心残礎であったが明治維新の頃、地方人の手に渡り地方人がこれを割って石疊、その他の石材に使用しようとしたのを当時東京にいた北畠氏が聞きつけ発破待ったの急使をたてようやく破壊を食い止め、久原氏の求めに応じて同氏に賣ったと云うのである。

しかし、その書風からも北畠氏が作成した偽書であることは歴然としている。この記録の内容に就いても信憑性に乏しいが、明治維新の頃石疊や石材とするため地方人の手に依って破壊しようとしたとする部分は真実かもしれない。いずれにしても、この偽書は北畠氏が礎石の由緒を証明し、その価値を高めるために作成したことは歴然としている。また、法隆寺の公式文書とも云うべき、明治28年3月の「法隆寺伽藍縁起并寶物目録緒言」に

新堂 今在本寺寺勢廳地内

是ハ原ト南大門ノ東ニ字若草ト称セル地ニ在リシヲ弘安年間今ノ所ニ移セシ也。而シテ

新堂ト称スル所以ハ勸勤大徳ノ勸進ニ由リ聖徳皇太子之ヲ新タニ一大伽藍ヲ建立シ給フ故ニ呼テ新堂ト云ヘリ因ニ云斑鳩寺ト称スルハ即是也太子常ニ此寺ヲ指シテ吾寺ト宣給フ又御子山背大兄王蘇我蝦夷ノ爲メニ入テ自盡シ給ヒシモ亦此寺内ノ塔ニシテ、天智天皇八年回祿罹ル今猶ホ其礎石現存記シテ議者ノ解惑ニ資ス

とあり、かつて若草に新堂（斑鳩寺と云う）と云う伽藍があり、天智8年に焼失し、今にその礎石が現存していると、寺として公式に天智8年の焼失を認め、その礎石を広く世に紹介していることは注目に値する。この文面から明治28年当時、礎石が寺にあったことが窺える。

これに関連して、先の項でも叙べたように、古今一陽集に北畠氏がこの礎石の部分をはじめとする各所に書込みがなされているが、それは明治34～5年頃と見られる。その礎石の項に現在北畠宅にあると云った書込みがないことから、当時はまだ寺にあったと見ることも可能であろう。

いずれにしても、流失年代を決定する資料が見い出せないのは非常に残念でならないが将来、新資料の発見に依って明らかとされることに期待したい。

この礎石はその後、北畠家から阪神沿線住吉観音林の久原房之助家へ移されることとなる。それは明治40年春のことであったと昭和14年7月26日付の大阪朝日新聞の大和版に記している。

ところが最近整理した大正4年の法隆寺寺要日記7月23日の条に

北畠男爵邸内、旧ト妙音院裏所在若草伽藍塔礎石（善門院の誤）（古今一陽集ニ図面有之明治 年頃）（北畠氏自家ノ廢止ニ移セルモノ）今度撰
又住吉久原房之助方へ譲渡サレ搬出セリ

此因縁深キ遺物ヲ遠ク他府県ニ出シ去ルコト可措之極ナレドモ是非ナキコト也

とあり、大正4年に北畠家から久原家へ移されたことが明らかとなった。

この時の移動の様子に就いては、昭和14年7月26日の大阪朝日新聞大和版に、当時運搬を請負った業者の談話を詳しく載せているので参照されたい。

礎石の返環と若草の発掘

昭和13年、久原邸は野村徳七氏の所有となり、同年9月には礎石上にあった多宝塔だけを野村家本邸に移されたため礎石だけが同邸内に残されていたと云う。

ちょうどその頃、法隆寺再建非再建論争が白熱化し、足立康、喜田貞吉両博士の立會論戦に加えて、当時東京帝室博物館の鑑査官であった石田茂作氏が「法隆寺再建問題」と題する発表があり、法隆寺論争は三ツ巴の様相を呈しつつあった。

その頃から古今一陽集に記載する若草伽藍のことが注目されはじめ、そこにあった礎石が野村徳七邸にあることが判明し大きな話題を呼ぶこととなる。

そこで早速、法隆寺修理事務所の岸熊吉技師が野村邸を訪れ礎石を調査し、4月15日に佐伯定胤管主に対し次のように報告している。

先日住吉旧久原邸に抵り庭上の塔礎石を実見す。礎石上の五重石塔は野村氏宅へ移転後のため礎石の中心柱の彫刻は判然実見出来得たり。見取図製作有之、珍重

現今は野村合名会社の有と成れり懇談すれば寄附叶うべし

幸い、野村合名会社の重役と交際のある法隆寺壁画保存調査会議員の江崎政忠氏（帝室林野局勤務ののち、鴻池家の監事及び理事として家史史料の編集、大阪府の史蹟名勝天然記念物調査会の顧問などの要職につかれ歴史美術芸術に非常なる造詣が深かったと云う）に、若草伽藍塔心礎の寄附依頼につき野村氏との仲介の労を得たき旨の依頼を行うこととなった。江崎氏は早速、野村合名会社の重役と懇談し、重役から野村氏へ礎石の件に就いて話合いが行なわれたと云う。

野村氏は近々不在のため五月の中頃、佐伯管主は江崎氏同道、野村氏を訪問して礎石の寄進依頼をすることとなった。

ところが、どこから取材したのか、5月13日、14日、15日の大阪朝日新聞上で大きく礎石が法隆寺へ寄進される旨の報道があり、未だ野村氏に寄進依頼をする機会のない佐伯管主は一日も早く野村氏を訪れねばならない状況となり、江崎氏に早急に訪問の機会を作ってくれるよう要請している。

その結果、江崎氏の尽力に依り、佐伯管主は5月19日、京都南禅寺の別邸に野村徳七氏を訪れ礎石の寄進依頼を行ったところ野村氏が即座に寄贈を快諾されている。

佐伯管主は念願が適った喜びをその日の日記に次のように記している。

五月十九日 快晴

午前七時出発 京都行之事

野村徳七氏所有（旧久原家邸）旧本寺若草伽藍塔中心柱礎石寄附願度依頼参上事

午前九時京都駅にて江崎政忠と会合同伴南禅寺前同家別荘に到る。先茶室にて扶茶頂戴之事。古礎石の縁起を説明し、明治十二・三年の頃、北畠氏我庭上に持ち去り、大正四、五年頃北畠は之を久原家に賣渡したるものなり。而し古礎石の中心柱の彫刻より見るに其塔中心柱の形式は現存塔のものと一致する所にして現存伽藍の再建非再建を判断するの好資料なり。云云。話合事。

願くは法隆寺に御寄附有之度云云

野村氏は早速快諾有之、誠に感謝の至也、多謝多謝

佐伯管主は帰山後、早速、修理事務所を訪れ礎石が無事寄贈されることとなった吉報を伝え、萩野仲三郎氏へも電話で通知している。同夜、佐伯管主は、野村徳七氏へ感謝の書状を認め^{したた}ている。

六月二三日、佐伯管主は住吉の野村邸を訪れ、寄贈が決まった礎石を見学している。

六月二三日 快晴

午後零時出発 大阪に到る。住吉村野村邸旧久原家に旧寺所在若草伽藍心柱礎石を一見

す。今井主事同行之事。

江崎政忠氏同行也。野村家より案内可有。石工斉木氏も入来有之
十尺に九尺、高四尺の巨石なり。石は奈良石なりと云う。一萬貫可有之
右運搬費六千二百円を要す。右費用燃出に付江崎氏心配中也。

その後、礎石運搬の方法及び費用に就いて検討を重ね、全国海陸仲仕請負業組合連合会長中谷庄之助氏が三千五百円で運搬を請負こととなった。この費用は法隆寺の護持団体である聖徳太子奉讃会より補助されることが決定した。また9月18日には、礎石が寺に返環されるのに伴って、旧所在地を確認するため発掘する必要があり、東京帝室博物館鑑査官石田茂作氏、京都帝国大学考古学教室末永雅雄氏が同心協力して発掘を行うことの話合いも行なわれている。

いよいよ10月7日から礎石の荷作りが始まり、礎石は一旦、住吉川に下り、更に西岸を登り12日には住吉停車場西側から50トン（35トンとも云う）貨車に積込み、一路、法隆寺へ向うこととなった。13日は吹田駅のフォームで一泊、14日午後3時10分、待望の法隆寺駅に無事到着している。

そこから、寺までは深夜に移動作業を行って運搬することとなった。

礎石の到着に先立って、末永雅雄氏の指導のもとに普門院裏の外堀から二十七尺北寄りの個所を中心として十字型に幅三尺、長さ三十尺、深さ約四尺餘の発掘を行ったところ、十字交叉点の北側の深さ三尺餘のところから風化した松香石の石塊に混じって瓦の破片など心礎の下に敷きつめたと思われる砂利層を発見している。

しかも、それを確固たるものとする傍証として、明治に持ち出した時に破った大垣に極めて近いことと、北畠氏が記録していた礎石の位置、五重塔より百二十三間半、夢殿より二百六十三間と一致したのである。



第94図 礎石の運搬状況
(昭和14年10月撮影)

これに依って、礎石の旧位置が明確となったので、ひとまず発掘を中止し、心礎を据え置くため、十尺四方に玉石を敷いて地固めを行っている。20日にはいよいよ礎石が並松町新道の入口まで運ばれ、21日には新道の突当りの大垣際まで運搬されている。

ついに22日午前9時過ぎ、若草道から大垣二間を破り、若草に運び入れ、午後4時半、礎石は無事、旧所在地に安着したのである。佐伯管主は早速、野村徳七氏に礎石が無事、旧地に安着したことを報告し、重ねて礎石寄贈に対する感謝の意を書状にしたためている。その後、大宝蔵殿及び夢殿厨子の新造等があり、同時に発掘担当者の都合もあって、若草伽藍跡の発掘はしばらく中止されていたが12月7日、石田茂作氏を主査とする若草の発掘が再開され、9日から末永雅雄氏も参加している。この発掘調査には石田氏の助手として矢追隆家氏、末永氏の助手として澄田正一氏がそれぞれ協力している。

発掘調査が進行するにつれ、17日には塔基壇跡とおぼしき地層が発見され、翌18日にも金堂基壇跡と認むべき地層の変化を発見するに到り、若草伽藍は四天王寺式伽藍配置であったことが明らかとなった。

このような世紀的な発見を伴った発掘調査は19日に打切られている。

若草に伽藍が存在していたことを暗示する地図の発見

先の項で叙べたように礎石の返環に伴う発掘に依って四天王寺式伽藍が存在したことが確認されたが、塔跡と見られる南側に南大門から東に延びる大垣が旧伽藍を南北に分断する形で東西に走っている。

しかも大垣の外側には若草の道があり、その道の南には民家が建ち並び、そこに中門や南門があったことを暗示するようなものは見当たらない。私は従前から若しそこに中門や南門が存在していたことが事実であれば何等かの形で旧寺地を保護されていてもよいと考えていたのである。ところが最近、未整理の記録を調査中、一枚の地図が目にとまった。それには年号の明記はないが、

大和国第三大区平群郡第二小区

戸長大蔵吉十郎
法隆寺村
同 芳村清五郎

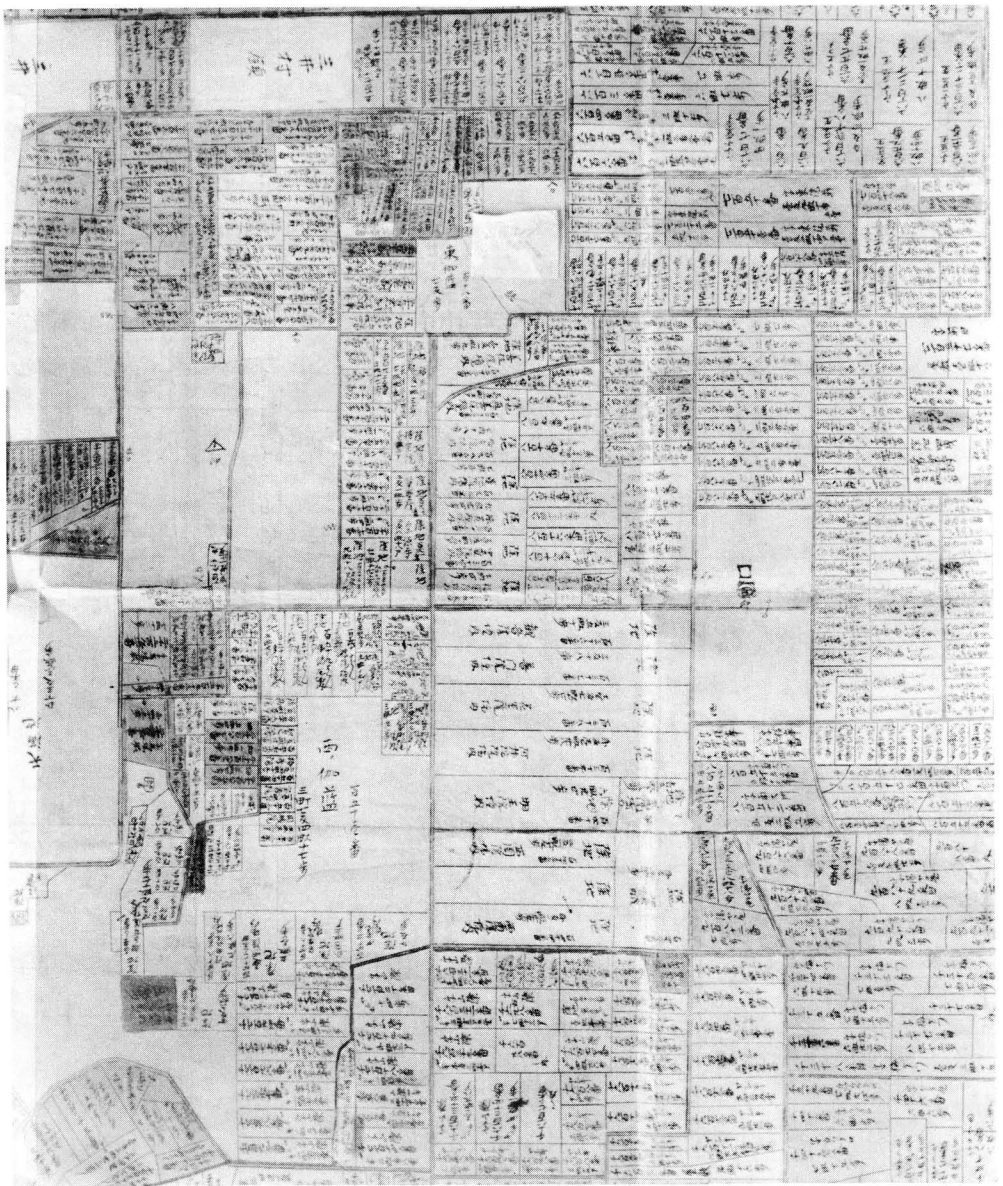
とあり、明治10年頃の法隆寺村を中心とする詳細な地図である。

その地図にある若草の部分をよく見ると挿入写真でも判かるように、大垣の外側に中門、南門など若草の旧寺地がすっぽり入る広大な敷地に「亥嶋社」があり今のように民家が密集していなかったことが明らかとなった。

天保7年に覚賢が著した「斑鳩古事便覧」の「亥ノ嶋ノ社」の項に

一本社辨才天

當社、住古境内八町四方有之。今、五百井邑、蓮池。若草里、寶塔等。在世時分境地、乾方、故亥嶋云。古名存也。



第95図 明治10年ごろの古地図(左が北)

とあり、若草、寶塔と云った若草の伽藍が存在したことを暗示する字名が記るされている。この地図の発見は、今後、若草の伽藍の全寺地を確定する、一つの大きな傍証資料となることであろう。

いずれにしても、古くから伽藍があった寺地には人家を建てることなく、亥嶋弁天社を祭って保護をした古代人の尊い心を感謝したい。

むすび

若草に関する従前からの資料に最近発見した新資料を加え、若草の地名や礎石に就いて若干の推測を重ねることとした。

若草の問題は、昭和43～4年の発掘及び53年度からはじまった法隆寺防災改修工事に伴う事前発掘によって全貌解明へと大きく前進しつつある。このような時期に若草に関する新資料を披歴することに依って、若草の総合研究が一層大きく前進し、やがてその全貌が解明されることを期待したい。

(中国三峡の東紅号の船上にて)

4. 若草伽藍の瓦

はじめに

若草伽藍の四至はいまだ確定しない。しかし、昭和14年12月に行われた歴史的な発掘調査の結果、若草伽藍の中枢部が明らかにされ、ここに前身法隆寺の存在が確認されたのであった。¹⁾そして、その遺構にもなって出土した軒瓦は、西院創建時の軒瓦とは様相を異にしたものであり、それは飛鳥時代に生産されたものであった。これら飛鳥時代の軒瓦は、法隆寺境内地に広く分布しているといっても過言ではない。だからといって、飛鳥時代瓦の出土する範囲が若草伽藍域であるというわけではない。標題にいう「若草伽藍の瓦」は、法隆寺境内から出土する飛鳥時代の瓦という意味であると理解されたい。

法隆寺の飛鳥時代瓦

飛鳥時代の軒瓦 法隆寺西院創建時の軒丸瓦は、複弁8弁蓮華文軒丸瓦と均整忍冬唐草文軒平瓦とが組合わされたもの（法隆寺式軒瓦）であり、現在では、7世紀後半代のものであることが明らかにされている。しかし、この軒瓦は、若草伽藍の発掘調査が行われてその実体が知られるまで飛鳥時代の瓦であると考えられてきた。長い年月にわたって続けられた法隆寺論争の中では、瓦は、再建論、非再建論いずれに積極的な根拠としてはとり入れられなかったようである。ただ、法隆寺創建瓦としては文様構成が優美に過ぎ、仏教文化をわが国にもたらせた百済瓦当に直結しない不思議さに疑問はもたれた。そのあたりについては、この文様が「鳥仏師の創意に出たもの²⁾」という見解によって説明されていた。

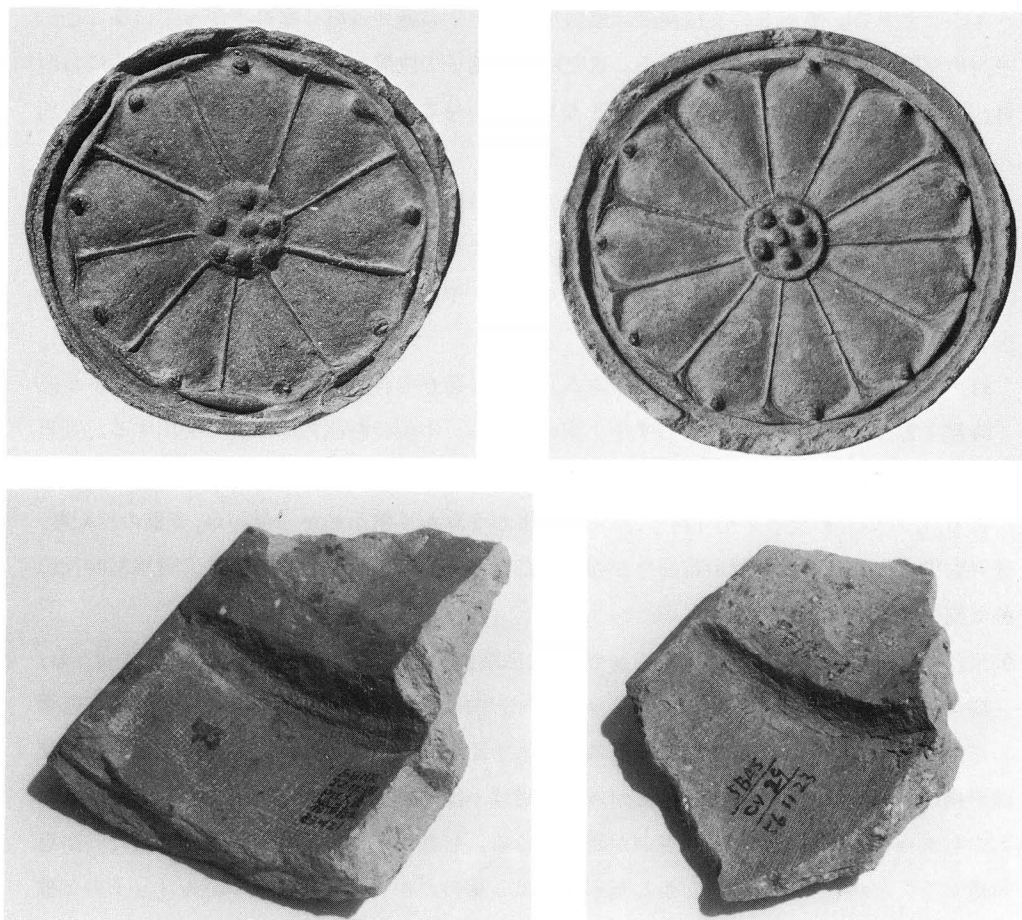
ところが、百済瓦当の文様構成を直接伝え、そして僅かずつ変化していく飛鳥時代の軒丸瓦から、一大変化を示す山田寺の単弁軒丸瓦の文様構成、そして、山村廃寺の単弁蓮華文と均整忍冬唐草文軒平瓦を経て法隆寺式軒瓦へ至るつながりを、瓦当文様の流れとしてとらえた考えが藤沢一夫氏によって示された。³⁾すなわち法隆寺式軒瓦は、白鳳時代のものとする考えかたである。昭和7年7月のことである。当時は、足立康氏による新非再建論が唱えられはじめ、法隆寺論争が再び熱気を帯びてきた頃である。⁴⁾藤沢一夫氏によって示されたこの見解が、若草伽藍の発掘調査に先立つ7年前であったことを考えると、氏の説はまさに卓見というべきであった。

さて、法隆寺における飛鳥時代の軒瓦は、最近の集成によると軒丸瓦6型式12種、軒平瓦10型式21種に分けられている。⁵⁾飛鳥時代に軒平瓦が数多く作られたことは、法隆寺での大きな特色である。これらの瓦の出土地域を若草伽藍地域、西院地域、東院地域に分けてみるとおおむね若草伽藍地域に集中する傾向を示している。⁶⁾

軒丸瓦 無子葉単弁蓮華文軒丸瓦⁷⁾と忍冬弁文軒丸瓦とがある。無子葉単弁蓮華文には6弁(1)、8弁(5~10)、9弁(2・3)、10弁(4)がある。これらのうち、堂舎に密着する状況で見られるのは2・3であり、他は出土地から使用堂舎を特定することができない。

1は単弁6弁蓮華文小型軒丸瓦である。蓮弁はまるみを帯びている。東院地区で2点出土している。2・3ともに単弁9弁蓮華文軒丸瓦である。2の蓮弁の割りつけはきわめて不規則である。3は文様面を2等分し、一方を4弁、他方を5弁に分割する。2・3ともに弁端が角ばり、先端に珠文をおく。瓦当裏面はゆるやかに盛り上がり、回転台上で調整した同心円痕が認められる。2・3ともに丸瓦部は玉縁つきである。丸瓦本体から玉縁へうつる内面はほぼ直角の段となり、丸瓦部本体にのみ布目圧痕が認められる。2・3は、1968年度の発掘調査で検出した、金堂周囲をめぐる南方へ通ずる溝から出土している⁸⁾。この溝は、金堂造営時に排水のために掘られ、造営後に埋めたてられ、塔基壇造営時に、掘込地業によって南方が断ち切られている。

4は単弁10弁蓮華文軒丸瓦である。弁端はやや角ばり先端に珠文をおく。蓮弁の文様は鮮明でありながら、従来の資料では中房の蓮子はきわめて不明瞭であり、中央の1個をようやく認めることができる程度であったが、今年度の良好な資料によって1+4であることが判



第96図 瓦当文様と玉縁内面(1.若草伽藍, 2.飛鳥寺)

明した。瓦当裏面はゆるやかに盛り上がり、同心円圧痕をとどめるものもみられる。丸瓦部は、玉縁をもたない行基式丸瓦である。

5は単弁8弁蓮華文軒丸瓦である。整美さを感じさせる蓮華文を瓦当面に飾る。弁端はやや角ばり先端に珠文をおく。瓦当裏面は2・3にちかいゆるやかな盛り上がりを見せる同心円調整痕をとどめるものも見られる。同範品が四天王寺にあるが、四天王寺出土品には範型が摩耗した後に作られたものが多い。

6は単弁8弁蓮華文軒丸瓦である。弁端はまるみをおび珠点をおく。中房は欠失しているが、中房基部に1条の凸線がめぐっているように見受けられる。瓦当裏面はゆるやかに盛り上がる。

7・8・9は単弁8弁蓮華文軒丸瓦である。弁端はまるくつくられ、先端に小さな珠点がおかれる。中房はまるく盛り上がり、飛鳥時代一般の軒丸瓦のものより大きく作られ、瓦当径との比は飛鳥時代一般のものがおおむね5：1程度であるのに対し7～9の比は3.5：1～4：1である。7と8の文様構成は酷似するが、7の蓮弁は細く盛り上がっていること、中房の界線の有無などで識別できる。また中房の蓮子の位置が7では蓮弁と蓮弁の間におかれ、8では、蓮弁の中心におかれる。8と9は同範品であり、9は8の中房に蓮子を彫り加えたものである。瓦当裏面は平坦である。









10は単弁8弁蓮華文軒丸瓦である。蓮弁の先端はゆるやかにまるみをおびる程度であり、むしろ平坦な感じさえ与える。蓮弁の先端中央部にわずかに突起をもつものがあるが、これが珠点として設けられたものかどうかわからない。中房は断面台形に高く突出する。瓦当裏面は平坦である。

11・12は忍冬弁6弁蓮華文軒丸瓦である。平坦な蓮弁の各弁に尖端5葉のパルメットが高く隆起する。弁端には小珠点がわずかに認められる。中房は断面台形に高く突出する。瓦当裏面は平坦である。同範品が中宮寺から出土している⁹⁾。12は小型の忍冬弁6弁蓮華文軒丸瓦である。小片のため全形を知り得ず、パルメットが3葉か5葉かわからないが、支葉の反転度、蓮弁輪郭の復原からは3葉の可能性が強い。12は東院地域から出土しており、斑鳩宮時代の軒丸瓦である¹⁰⁾。

軒平瓦 21～24は手彫り唐草文軒平瓦である。広端部を厚く(4.8～6.4cm)作って文様面とし、文様を切り抜いた型板をあててパルメットが一方方向に反転していく文様を描き、適度に乾燥した後に彫刻したものである。文様を各個体に手彫りしていくために、同一の型によって文様が描かれたものであっても、仕上がった文様は一部を彫り忘れたり、あるいは彫りすぎたものもあつたりして個体ごとに違いが認められる。したがって、型が何種類作られたのかを判断することがむづかしい。しかし基本的には5葉のパルメットと7葉のパルメットの2種があり、それぞれ右方向に反転するものと、左方向に反転するものとが作られている。文様を施す本体が薄板状の型板であることは、文様面に型板をとめた際の扁平な鋸の孔が7葉の

	瓦 当 部			出 土 点 数					
	瓦 当 直 径	中 房 径	蓮 子 数	瓦 当 文 樣	若 草 伽 藍	西 院	東 院	計	
1		29		单弁 6 弁	0	0	2	2	
2		156	34	1 + 6	44	3	0	47	
3		166	35	1 + 6					
4		148	30	1 + 4	1	0	0	1	
5		170	36	1 + 6	19	1	1	21	
6		140	18		单弁 8 弁				
7		176	41	1 + 8	单弁 8 弁	41	4	0	
8		166	48	1 + 8	单弁 8 弁				
9		176	50	1 + 5 + 8	单弁 8 弁				
10		185	32	1 + 5	单弁 8 弁	15	13	0	28
11		184	43	1 + 6	忍冬弁 6 弁	15	1	0	16
12					忍冬弁 6 弁	0	0	2	2
					数值单位mm	135	22	5	162

第1表 軒丸瓦計測値と出土点数

	瓦 当 部			出 土 点 数					
	上 弦 幅	下 弦 幅	厚 さ	瓦 当 文 様	若 草 伽 藍	西 院	東 院	計	
21				手彫り忍冬文 7葉, 左偏行	40	1		41	
22		310	300	62					手彫り忍冬文 7葉, 右偏行
23		354	359	64					手彫り忍冬文 5葉, 左偏行
24									手彫り忍冬文 5葉, 右偏行
25				65	型押忍冬文	4	2	6	
26				68	型押忍冬文				
27		286	305	38	型押忍冬文	4		4	
28		241	256	45	均整忍冬唐草文	1	1	13	15
					49	4	13	66	

第2表 軒平瓦計測値と出土点数

パルメットの中央部、扇形空間の上部に見られることから明らかである¹¹⁾。型板の材質としては木、重ね合わせた紙、銅板のような金属などが考えられるが実際に何で作られたのか明らかでない。

25・26は押捺唐草文軒平瓦である。文様は5葉のパルメット1個を陰刻した施文原体を、軒先用に作った平瓦の広端面に押捺して施文したものである。押捺に際しては、左右いずれかの端から、施文原体を交互に天地逆にして押捺していく。すると、一見唐草文が反転しているように見える。実際にはパルメットが天地逆転しているだけであり、反転しているわけではない。施文原体には、巻きこむ方向の異なる2種がある。

27は忍冬弁文軒平瓦である。施文原体は軒丸瓦11の瓦当範を利用したものであり、文様面に瓦当範を押捺された文様は、軒丸瓦11に見るよりも忍冬文がくずれたようにあらわれるが、瓦当範を文様面に浅く押捺したためにそのように見えるのである。

28は均整忍冬唐草文軒平瓦である。中心飾りは内外区が密着しており3葉形パルメットを中心飾りにおいたことがよくわかる。少なくともわが国での範型によって作った軒平瓦の起源である。同範品が中宮寺から出土している。法隆寺境内では東院地区からの出土が目立ち、昭和14年から行われた解体修理工事にともなう発掘調査の際に、皇極天皇2年(643)に火災にあった斑鳩宮の遺構にもなつて出土している¹³⁾。遺構は、東院創建建物の下層で発見された掘立柱建物が主体である。建物は1棟のみ東西棟で、他は南北棟であるが、重複関係が認められる。建物の方位は東院の建物の方位よりも北で西に約8度ふれている。この時の調査では焼土、灰、焼けた壁などが検出されて、ここが火災にあったことを示していた。瓦の中には、最終段階の建物、すなわち火災にあった建物の2個の柱穴から出土した軒平瓦(28)が見られる。昭和56年度の発掘調査の際には、焼土を混えた回廊基壇積土から軒丸瓦(1)が出土しており、この種の瓦が斑鳩宮当時のものであることが明らかである。

飛鳥時代瓦の二大別

分類の根拠 法隆寺出土の軒瓦は、主として文様構成から年代的に大きく2つに分けることができる。軒丸瓦はⅠ、2～6のグループとⅡ、1・7～12のグループで、軒平瓦はⅠ、21～24のグループとⅡ、25～28のグループである。

軒丸瓦2～6は無子葉単弁蓮華文のみを瓦当面に飾ったものであり、蓮弁の数は8弁～10弁で、各蓮弁は幅広い感じを与えない。弁端においた珠文は明瞭である。このような文様構成の共通点の他に、製作技法の面からは瓦当裏面がゆるやかに盛り上がるように作られることを、重要な共通点としてあげることができる。一方、異なる点としては、丸瓦部が玉縁式のものと同行基式のものとの混在することである。2・3は玉縁式であり、4が行基式であることが確認されている。

Ⅱのグループでは、蓮弁の先端におく珠文がきわめて小さく、個体によってはほとんど認められないほどのものがあることがその共通点としてあげられる程度である。しかし、11・

12は蓮弁中にパルメットを飾る点で共通し、蓮弁の数が6弁であることは1と共通する。中房が小さく、断面台形に作られることでは11は10と共通するといえよう。7と8は中房がまるくふくらみをもって大きく作られることで全く共通する。これらすべてを通じての共通点をとらえることはむずかしいが、瓦当裏面の状況が明らかでない1・12を除いては、すべて瓦当裏面が平坦に作られていることはIと大きく異なる点といえよう。

軒平瓦におけるIとIIの大きな違いは施文法が手彫りによることと、型によることとの違いである。IIは25・26がパルメット1単位の型、27が軒丸瓦11の瓦当範、28が軒平瓦の瓦当範で施文されており、その施文の方法がそれぞれ異なるが、文様面に直接文様を彫刻することとは技法的に全く異なったものである。

I・IIの年代 さきにIとIIに分けたそれぞれのグループの軒丸瓦と軒平瓦は、そのまま年代の差とみてさしつかえない。文様構成の違い、製作技法の違いが年代の差となってあらわれていると見てよい。ではIとIIは具体的にどのあたりで分かれるのであろうか。この寺の創建の年、焼亡の年、再建の年等は、明らかなようで不明な点が多い現在、記録に残る年代をそのまま瓦にあてはめるわけにはいかない。可能性の高いものから順次検討してみよう。

軒平瓦28は斑鳩宮跡の遺構から焼土とともに出土しているので、この瓦の年代の1時点を、蘇我氏によって斑鳩宮が焼打ちされた皇極天皇2年(643)におくことができる。軒丸瓦には、中宮寺において軒平瓦28と組合うことが確認されているので、これにもまた643年という年を1つの基準としてあてることができる。と同時に、軒丸瓦11の瓦当範を施文具として文様が施された軒平瓦27、軒丸瓦11と同じ文様構成をもつ軒丸瓦12、この瓦とともに東院地域から出土した軒丸瓦1も同じ年代におくことができよう。

斑鳩宮跡からは、掘立柱建物跡が重複して検出されている。軒丸瓦28が出土したのは、斑鳩宮として最終段階に営まれた建物群からであった。それらの建物は正殿風の桁行7間以上、梁行3間東西棟建物に柱筋をそろえた南北棟建物がすぐ東に2棟おかれ、整然とした配置である。したがって、これらの建物は同時期に営まれたものと考えられる。これらの建物遺構が斑鳩宮の中核部そのものであったのかどうかはわからないが、主要な地域の一部の可能性が認められる。その規模や配置からみて、先行する小規模な建物のような雑舎でないことは確かである。この地域での大規模建物の造営は聖徳太子薨去後に、山背大兄王によって行われたものと考えられ、造営の年代は、620年代半ば以降640年代初頭までであり、IIのグループの瓦の年代をこれにあてることができる。

Iのグループの軒瓦のうち軒丸瓦2・3と軒丸瓦21～24は金堂造営時のものである。若草伽藍では、金堂の造営が先行し、その後に塔の造営が行われたことが発掘調査の結果明らかにされている。¹⁴⁾このことは、とりもなおさず2・3の軒丸瓦と21～24の軒平瓦が若草伽藍の軒瓦群の中で最も先行することを示している。軒丸瓦2・3は、幸いなことに全形を知り得るものが出土しており、瓦当面の形状と調整法、そして丸瓦部玉縁の状況が飛鳥寺出土11弁

単弁蓮華文軒丸瓦と酷似している。

飛鳥寺の創建は崇峻天皇元年（588）であり、その時に生産された単弁10弁蓮華文軒丸瓦の瓦当文様が泗泚城時代（扶余）百濟瓦当に酷似していることは良く知られている。飛鳥寺の発掘調査では11弁の軒丸瓦が10弁の軒丸瓦に次いで多量に出土しており¹⁵⁾、両者を合わせると飛鳥時代軒丸瓦の90%をこえる。この状況は、当初の造営時に11弁の軒丸瓦も10弁の軒丸瓦とともに用いられていたことを示すものである。しかし製作の時が全く同じということではないだろう。飛鳥寺造営当初には百濟から渡来した技術指導者の手になる瓦当範が用いられ、まもなく、わが国の技術者製作の瓦当範によって11弁の軒丸瓦が生産される。その頃、丸瓦製作についても新たな技術がもたらされる。それが玉縁式軒丸瓦である。おそらくこのような経過をたどったものであろう。先行する10弁の軒丸瓦の丸瓦部は行基式であり、行基式丸瓦と玉縁式丸瓦の間にはどの程度の時間的な差があるのか明確ではないが、飛鳥寺造営の進捗状況から若干ながら知ることができる。

飛鳥寺の造営工事は『日本書紀』や『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』などによれば、崇峻天皇3年（590）の木材伐採から始まり、推古天皇17年（609）には完成したと見られる。飛鳥時代の軒丸瓦のうち10弁蓮華文軒丸瓦と11弁蓮華文の両者が90%をこえることは、約20年間の造営にこの2種の軒丸瓦が主要な瓦として用いられたことを示しており、7世紀のごく初頭に11弁蓮華文軒丸瓦が使われたことが知られるのである¹⁶⁾。

さて、飛鳥寺の11弁蓮華文軒丸瓦の年代が609年以前であることが明らかになった以上、同一技法によって作られた若草伽藍の9弁蓮華文軒丸瓦の年代をこれより大きく降らせることはできない。むしろ、飛鳥寺11弁蓮華文軒丸瓦の年代に近い7世紀初頭の年代を与えねばなるまい。このように考えると、若草伽藍の造営工事は7世紀初頭に開始されたことになり、Iのグループの年代が聖徳太子薨去の年（622）までであることが明らかである。

若草伽藍の造営

造営開始 若草伽藍造営に際しては西辺部の谷を埋めため、基幹排水路を西に迂回させる工事が行われている。谷を埋めた東の溝からは木材の削り屑や、瓦片とともに7世紀初頭の須恵器片が出土しており、それらの投棄物が寺造営時のものであることを示すと同時に、若草伽藍の造営工事が7世紀初頭に開始されたことを示している。昭和57年度の防災工事にもなる発掘調査で、若草伽藍塔心礎の北方約117mの位置に東西方向の柵を検出した。その方位は若草伽藍の造営方位に一致するものであり、次いで塔心礎の西方約47mの位置の延長線上に検出した南北方向の柵とは直角に接続することが明らかになった。この柵は若草伽藍外郭を画するようにも見られるが、東西柵の北側には、さらに若草伽藍の造営方位に一致する掘立柱建物をいくつか検出している。したがって、東西柵は若草伽藍の中核部北辺を画する柵となる。このような状況を見てくると、若草伽藍の造営工事はきわめて計画的で大規模なものであったことがわかる。金堂基壇完成後、その南方での土盛りによる整地工事でも大規模

なものであった。

金堂の南に配された塔は、少なくとも金堂基壇の完成後に工事が開始されたことが明らかになっているが、金堂と塔との造営の時間的な差は、遺構の上からは明らかにしがたい。若草伽藍域での飛鳥時代の軒丸瓦のうち、多量に出土しているⅠ期の瓦は2・3・5である。これらが同じ時期に使用されたものであることはすでに述べたとおりであり、時間的な差をもって造営された塔にこれらをあてるのは適当でない。若草伽藍域で多量に出土している軒丸瓦を他に求めると、Ⅱ期に属する7・8・9と10である。7・8・9は金堂・塔地域の調査の際（24点）と、南面大垣の修理工事に伴う調査の際（9点）が主要な出土地点である。これに対して、軒丸瓦10は、若草伽藍域以外でも出土し、その量の約半数が北方地区に見られる。こうした状況から、7・8・9は塔所用瓦の可能性が高いといえよう。

四天王寺創建瓦との関係 若草伽藍の造営を考えるにあたって常に問題となるのは、四天王寺創建瓦との同範品である軒丸瓦5である。問題点は、若草伽藍から出土するこの種の軒丸瓦が、瓦当範が新しい段階、すなわち使用による摩耗が生じない段階で製作したものに限り、四天王寺から出土するものの多くが、瓦当範に摩耗を生じてからのものという点である。この軒丸瓦は整った文様構成を示すところから、法隆寺の軒丸瓦の中で最も先行すると思われるのである。ところが、若草伽藍跡の発掘調査によって、金堂創建当初の軒丸瓦が2・3であることが明らかになった。2・3の瓦当文様は9弁蓮華文で、しかも整っていない。かつてこのことは、文様構成が整美なものから変化を重ねて次第にくずれていく過程を示すものとさえ考えられ、若草伽藍の軒丸瓦の中ではかなり後出的なものとされていたのである。たしかに文様構成の変遷の上からは後出的な要素を示すのであるが、発掘調査の結果そのことが直ちに時間的に大きな幅をもっておくれるものとは言えなくなった。

四天王寺の創建年代も不確実な要素が多いため創建瓦5の年代を確定することができない。瓦当裏面の状況は、ゆるやかな丸みをもつとはいうものの、軒丸瓦2・3と全く同じ状況というわけではない。おそらく生産地のちがいが技法にあらわれているのであろうが、い¹⁸⁾ずれにしても軒丸瓦5の初期の製品が若草伽藍にもたらされたものである。



第97図 坂田寺の手彫の唐草文軒平瓦

斑鳩宮造営が推古天皇9年(601)から始められ、聖徳太子遷居が同13年(605)であることからすれば、宮の造営以前に寺の造営が行われたとは考えられない。飛鳥寺11弁軒丸瓦との関連から軒丸瓦2・3の年代を7世紀の初頭におくことができるので、軒丸瓦5をはじめ、軒丸瓦4・6など少量ながら出土しているものも若草伽藍のために同じ時期に使われたと考えてさしつかえない。

軒丸瓦4は、10弁蓮華文で、丸瓦部が行基式であり、飛鳥寺創建時の10弁蓮華文との関連を思わせるが、瓦当裏面がゆるやかなまるみをもつことは軒丸瓦2・3に近い要素である。若草伽藍造営にあたっての技術集団は、造瓦の部門だけを見ても、決して単一なものではなかったことを示している。

軒平瓦誕生 造瓦技術が単一なものではなかったことは、軒平瓦を見てもわかることである。わが国が百済から造瓦技術の指導を受けた時、すなわち飛鳥寺の造瓦が行われた時には軒平瓦は作られていない。これは百済に軒平瓦が無かったのであるから当然のことといえる。若



第98図 墓室壁画のパルメント文様(1. 高句麗遇賢里中墓, 2. 中国南朝戚家村画像磚墓)

草伽藍造営時に、どうして軒平瓦が作られたのか、しかもその文様がなぜパルメットの転開であったのか、大きな疑問点である。

軒先の平瓦を装飾する発想は、完成されたものを見慣れてしまうと、とりたててその効果を評価する必要を感じない。しかし、古代中国においておよそ2800年以前に半瓦当が考案され¹⁹⁾、実に1400年間もの長い間平瓦の先端を飾ることに気づけなかったことを考えると、わが国の寺造りで軒平瓦が考案されたことは特記すべき現象である。朝鮮三国においても現在までのところ6世紀末以前に軒平瓦が使われた形跡は認められない。

考案された文様構成はパルメットの転開である。わが国の造瓦技術が瓦窯を含めて、百済から伝えられたことからすれば、この文様構成も百済に求めるべきであろうが、いまだそれにふさわしいものを百済の文物の中に見出せないでいる。むしろ高句麗の古墳石室内（遇賢里中墓）に描かれた文様に類例を求めることができ、このことはすでにいろいろな機会に述べられているところである。この石室内に描かれたパルメットには、七葉のパルメットと半パルメットがある。²⁰⁾興味深いことは、飛鳥地方に営まれた坂田寺に半パルメット文様軒平瓦が見られることである。坂田寺の軒平瓦も文様を施すにあたって瓦当面に直接彫刻しており、その技法は若草伽藍のものと同じである。この軒平瓦と組み合う軒丸瓦は単弁7弁蓮華文を瓦当文様としている。若草伽藍が9弁、坂田寺が7弁と、共に蓮弁の数が奇数であることは興味深い。

さて、このようにパルメットの展開文様を軒平瓦に採用した両寺の共通点は、おそらく渡来系工人の造寺事業への関与ということであろう。鞍作鳥が両寺に関わりが深いという理由で直ちに彼を結びつけるわけにはいかないが、文様の考案に仏工や画工が関与していた可能性は十分に考えられるところである。²¹⁾軒平瓦の文様は稚拙にも感じられるが、むしろ石室に描かれた同じモチーフの単純化に成功したものといえよう。大量生産の必要性から瓦当面への彫刻が乱雑になった面があったとしても、これはさほど大きな問題ではない。こうした文様を考案するにあたって、もっとも近い地域で見られる遇賢里古墳の例をあげたが、中国南



第99図 若草伽藍の手彫の唐草文軒平瓦

朝の墓室壁博にもパルメットが展開した文様を見ることができる。²²⁾これも7葉パルメットと半パルメットの両者があり、単純化された文様となっている。こうした事例からすれば、若草伽藍や坂田寺の軒平瓦にあらわされた文様を直接高句麗に結びつけることはできないかもしれない。しかし、わが国古代の仏教文化には高句麗の影響を受けた面を見逃すわけにはいかず、高句麗僧の来日も知られるところである。飛鳥時代の瓦当文様に対して、藤沢一夫氏の説かれる「南梁百済様式」「高句麗百済様式」という道程が、ここにもあらわれているといえようか。²³⁾文化発展の過程はまことに複雑である。

7世紀初頭に誕生した軒平瓦はその後のものとして若草伽藍においてはパルメット1単位文の型を押捺するもの(25・26)、軒丸瓦瓦当笄を押捺するもの(27)があり、斑鳩宮所用軒平瓦への発展が見られる。もっとも、数量的には、軒平瓦は手彫の唐草文がもっとも多く、それらは若草伽藍域からの出土である。中心伽藍に主として使ったものである。一方、斑鳩地方の他の寺々では全く軒平瓦は作られない。また、坂田寺で軒平瓦が作られながら、その後飛鳥時代を通じて飛鳥地方の寺々ではこの坂田寺をふくめて軒平瓦が使われることはなかった。軒平瓦が普及するのは、7世紀半ば、重弧文軒平瓦が考案されてからのことである。

まとめ

若草伽藍跡出土の瓦を中心にその年代、伽藍の造営に関して述べてきた。

ここで使用された飛鳥時代の瓦の種類は決して少ないとはいえない。また、軒平瓦が創建期から使われていることはこの伽藍の特徴である。軒瓦は大きくⅠ・Ⅱの2時期に分けることができ、前半は聖徳太子の時代、後半は山背大兄王の時代である。二つの時期は聖徳太子薨去の年、推古天皇30年(622)を境として前後に分けることができる。Ⅰ期は軒丸瓦2・3・5が主体で、これに軒平瓦21~24が組合わせられる。Ⅱ期の軒丸瓦は7~9と10が主体である。これに軒丸瓦11が数量的に続くが、軒平瓦はごく少量の出土を見るのみである。以上の軒瓦の分布は、多くが若草伽藍域であり、軒丸瓦10の西院域からの出土がやや目立つ程度である。しかし、軒丸瓦10も西院域では網封蔵・食堂地域であり、むしろ若草伽藍中枢部に北接する地域での使用といった方が適切である。このような状況から、Ⅱ期の軒丸瓦7~9を塔所用瓦と考えた。

若草伽藍は聖徳太子の代に寺地を定め、寺域の造成、整地を行い、中心伽藍域で金堂を造営した。その後、山背大兄王の代に入って塔の造営が行われたものと考えられるのである。以上述べてきた結果、法隆寺の創建年次を記す金堂釈迦如来像光背銘「丁卯年」(607)が、出土遺物の年代観と大きな矛盾がないように観じられる。今後の防災工事にともなう発掘調査中に出土した瓦類の整理結果によっては、さらにより確かな成果を得ることができるであろう。

- 1) 石田茂作「法隆寺若草伽藍址の発掘」『日本上代文化の研究』 法隆寺 昭和16年『総説飛鳥時代寺院址の研究』 大塚巧芸社 昭和19年『伽藍論攷』 養徳社 昭和23年
- 2) 関野貞「瓦」『日本考古学講座』 雄山閣 昭和3年
- 3) 藤沢一夫「飛鳥期瓦の再吟味」『考古学』 7—1 昭和11年
- 4) 足立康『法隆寺再建非再建論争史』 龍吟社 昭和16年
- 5) 奈良国立文化財研究所『南都七大寺出土軒瓦型式一覧(1)法隆寺』 昭和58年
- 6) 若草伽藍域は今次の発掘調査で確認された中枢とし、東室から食堂にかけての地域は西院の範囲とした。今次の防災工事にともなう発掘調査で出土した瓦類については、現在なお整理中であり、統計処理をするに至っていないので、修理工事中に出土したもの、昭和14・43・44年の若草伽藍の発掘調査の際に出土したものに限った。出土瓦がすべて飛鳥時代の遺構ともなっているわけではないが、出土地点が明らかなものばかりなので、おおよその状況を知ることができよう。
- 7) 「無子葉弁」は、蓮弁の中に何ら装飾をもたないものをさし、従来「素弁」と称せられたものに相当する。
- 8) 文化庁文化財保護部記念物課『昭和43年度法隆寺若草伽藍跡発掘調査概報』昭和43年
- 9) 奈良国立博物館『飛鳥白鳳の古瓦』 東京美術 昭和45年
- 10) 国立博物館『法隆寺東院に於ける発掘調査報告書』 昭和23年
- 11) 松下正司「手彫り唐草文瓦について」『奈良国立文化財研究所年報1972』 昭和47年
- 12) 注9)に同じ
- 13) 注10)に同じ
- 14) 文化庁文化財保護部記念物課『昭和44年度法隆寺若草伽藍跡発掘調査概報』 昭和44年。
- 15) 飛鳥時代の軒丸瓦319点の中、10弁蓮華文軒丸瓦が173点(54.76%)、11弁蓮華文軒丸瓦が117点(36.70%)出土している。奈良国立文化財研究所「飛鳥寺発掘調査報告」『奈良国立文化財研究所学報』第5冊 昭和33年
- 16) 飛鳥寺の発掘調査で出土した10弁蓮華文軒丸瓦と、11弁蓮華文軒丸瓦は、必ずしもすべてが遺構に密着した状況を示すものではないが、その分布を概観してみると、中金堂、東金堂、西金堂、塔の各地域では2:1を若干こえる割合で10弁蓮華文軒丸瓦が多く出土している。丸瓦部がそれぞれ「行基式」と「玉縁式」なので、両者を併用することはなかったのではなかろうか。したがって、金堂、塔地域では出土比率の高い10弁蓮華文軒丸瓦を用いたと考えるべきであろう。あるいは現在の元興寺極楽坊本堂及び禅室に見るような、屋根の1面あるいは部分によって葺き方を違えた可能性なしとはしないが、いずれにせよ、10弁蓮華文軒丸瓦が11弁蓮華文軒丸瓦より先行する。一方、中門地域においては、逆に2:1にちかい割合で11弁蓮華文軒丸瓦が多く出土している。このことは、11弁蓮華文軒丸瓦が中門に用いられたことを示すものである。飛鳥寺における一連の造営工事の中で、回廊については『日本書紀』によれば崇峻天皇5年(592)に営まれたとされている。回廊の造営時には中門の造営も同時に行われたと考えるべきであり、その完成の年が何時であったにせよ、回廊の工事が行われたとする592年から、飛鳥寺の造営が終ったとする推古17年(609)までの間であることはほぼ誤りのないことである。以上の要点から、11弁蓮華文軒丸瓦の製作年代が609年以前であることが明らかである。

- 17) 法隆寺『法隆寺発掘調査概報』Ⅰ・Ⅱ，昭和57・58年。
- 18) この事実，瓦からみるかぎり若草伽藍の造営が四天王寺の造営に先行したことを示している。
文化財保護委員会による四天王寺の発掘調査（文化財保護委員会「四天王寺」『埋蔵文化財発掘調査報告 第6』昭和42年）では，南門，中門，回廊などが当初計画を変更したものであったり，講堂が工事に着手しながら一時中断していた形跡を示していたことなどが明らかにされた。これらのことは，四天王寺の造営そのものが円滑に進まなかった状況を示すものではなかろうか。
- 19) 陝西周原考古隊「扶風召陳西周建築群基址発掘簡報」 『文物』1981年第3期 昭和56年
- 20) 朝鮮総督府『朝鮮古蹟図譜』2 大正4年
- 21) 森郁夫「瓦当文様の創作」 『ミュージアム』276号 昭和57年
- 22) 常州市博物館「常州南郊戚家村画像磚墓」 『文物』1979年第3期 昭和54年
- 23) 藤沢一夫「日鮮古代屋瓦の系譜」 『世界美術全集』2 角川書店 昭和36年

5. 法隆寺境内出土の埴輪と周辺の古墳

法隆寺境内の各所で埴輪片が出土している。従前の調査では知られなかったことで、ここ数年の防災工事に伴う事前発掘調査の成果の一つに数えてもよい。これらの埴輪片は東院南門前のS D1390のように古墳時代の溝から出土する例もあるが大部分は、古代・中世の整地土から検出される。これを明確にしておくことは法隆寺周辺の旧地形復元にも役立つ。

法隆寺周辺の現在する古墳

昭和49年に刊行された奈良県遺跡地図¹⁾第一分冊の7-D図葉に法隆寺周辺の古墳も網羅的に表・図示されている。ところがこの地図に漏れ落ちもある。一般にこの種の遺跡地図には漏れ落ちが必ず伴う。その要因は三種類考えられる。第一は分布調査にはじまる作業工程中の不注意によるものである。第二は刊行・編集時には遺跡として地上にあらわれていないか、遺跡としていまだ考古学界で認識されていないもの。第三は過去に消滅したものである。このうち法隆寺周辺では第一のものとして天満地から北東にのびる谷間に位置する仏塚をぬかしてのがこれに該当する³⁾。第三の例が、これから述べるところである。奈良県遺跡地図の刊行後『斑鳩町の古墳』が刊行された。これと、『斑鳩仏塚古墳』に付載された斑鳩町遺跡分布図が、公刊されている遺跡分布図としてはもっとも詳しいが、表示されている古墳総数の約50基は現存する古墳のすべてを網羅するものではない。

明治40年に奈良県属であった野淵竜潜が調査した時にはつぎの古墳が記録されている。

竜田村守谷		
竜田村薬師山	※ (薬師山塚)	
竜田村堂ノ前	※ (塚)◎	
竜田村小吉田 清水	※ (間人内親王墓伝承地)◎	
竜田村五百井 大塚	※ (大塚)	◎
法隆寺村埴輪 甲塚	※ (甲塚)◎	
法隆寺村法隆寺 灰塚	※ (灰塚)	
法隆寺村法隆寺 藤ノ木	※ (御陵)	◎
法隆寺村法隆寺 小金	※ (小金塚)	
法隆寺村法隆寺 亀塚	※ (亀塚)◎	
法隆寺村法隆寺 舟塚		◎
法隆寺村法隆寺 王塚		◎
法隆寺村法隆寺 西塚		◎
法隆寺村ヒヅメ 金塚	※ (ヒヅメ金塚)◎	
法隆寺村法隆寺 佛塚		◎
法隆寺村東福寺 東福寺 駒ヶ塚	※ (駒ヶ塚)◎	

法隆寺村東福寺	ク	山の東※（調子丸塚）◎
富郷村高安	外川	※（森）
富郷村幸前	西谷	※（榴栲塚）
富郷村三井	岡ヶ原	※（姫塚）
富郷村三井	ヒカイノ	※（瓦塚）◎
富郷村三井	ノキ	※（人王塚）
富郷村阿波	森	
富郷村高安	河原	
富郷村高安	都田	

以上である。※印を付したのは大正14年に刊行された『奈良県史蹟勝地調査会報告書第八回』⁴⁾に収載されている古墳である。文末に◎印を付したのが現存する古墳である。たとえば亀塚は法隆寺参道松並木の西側に小字名として亀塚が残されているが、現在、地上には痕跡はとどめてはいない。このように古墳は時代の経過と共に増加することは絶対になく、減少の一端なのである。もちろん分布調査漏は別の問題である。野淵竜潜⁶⁾、大正14年の第8回報告になく、現在は古墳として確認されている地点も多い。法隆寺裏山の梵天山古墳群や、町営水道浄水場西側の寺山横穴群がそれである。

最近、岩本次郎氏は斑鳩の条理を検討されたうえ、古墳の分布にも触述されて、注目される見解を述べている。『ところで条理地割の明らかな道路Nの南部合では、駒塚古墳（前方後円墳，5世紀ごろ，全長47m），調子丸古墳（円墳，5世W紀後半，径14m），舟塚古墳（円墳，径5m）などが存在するにもかかわらず，条理型地割の明らかでない道路Nの部分では古墳が未発見なのが注意される。その相関理由は明確にし得ないが，…下略……』と。ここでいう道路Nは斑鳩町役場北約200mの地点から幸前集落に至るN20°Wの方向の斜交道路である。そして『斑鳩の古代歴史空間の推移としては4世径後半～5世紀を通じて，大塚古墳を初めとする古墳の分布や酒ノ免集落遺跡が示すように，標高45m前後の微高地に開発と農業生産の展開がなされた⁷⁾と考える。』ところで，法隆寺境内の発掘では往々にして埴輪片の出土をみる。その代表例を記すとつぎのようになる。

- A 東院南門前の古墳時代の自然川（家形・円筒）
- B 聖徳会館北側の子院建設の整地土（円筒）
- C 大宝蔵殿東側の子院建設の整地土（ク）
- D 大宝蔵殿西側の子院建設の整地土（ク）
- E 食堂北側の子院建設の整地土（ク）
- F 花園院前の若草伽藍人工川の埋土（ク）

となり，量的に多いのはCとFである。他は量的に少ない。Aでは家形埴輪の台の一部が出土し，円筒片の穴が三角形であるものもあって，それが古墳時代前半のものであることを示

している。Cの資料は子院（多分宝蔵殿）の基壇を築くにあたって山地を用いて非常に固く締めている。この埋土から滑石製紡錘車が完形で出土しており、出土の埴輪片も古墳時代前期のものであった。埴輪片の表面や割れ口は新たらしく、埴輪片を含む土と共に、埴輪や紡錘車が、いずこの地からか、ここに運ばれた可能性が強い。なお時期を決定することが出来ないが、紡錘車の出土地点近くで銅片が出土している。あるいは古墳の副葬品の一部か。F地点出土の埴輪片については本概報に報告しているが量的にも多く、赤色顔料を塗ったものもある。ここの埴輪も破片は割合に大きく、割れ口も新しい。第71図の拓本でも判るように接合できるものもあって、埋め土とともに、ここに運ばれる（二次移動）する前には一括してあったことを示している。

ところで、埴輪が古墳時代に使用された場所については大別2種にわけられる。ひとつは古墳の墳丘上、あるいは周濠、周庭帯上など古墳に伴うもので、他は埴輪を用いて、古墳以外の地点においてする祭祀に伴うものである。前者には、奈良市歌姫横穴や桜井市珠城山第3号墳の横穴式石室底に、埴輪片を敷きつめていたものをも含めてもよい。後者は、古墳近傍における祭祀と、古墳が近傍に存在しない地点とがある。ところで、法隆寺境内において出土する埴輪片は、どのような来歴をもつものであろうか。Aとした東院出土のものは古墳時代前期の自然川出土であるので、もともとその川辺における祭祀に伴うものであったかもしれないが、現北室院境内を中心とする古墳時代の微高地に古墳があったかもしれない。Dの資料はたぶん、室町時代以降、江戸時代初期の間に土地から遠からざる地点に、その時代まで存在していた古墳を破壊し、その土砂を利用して基壇造成を行なったのであろう。古墳が所在した候補地としては、大宝蔵殿と天満池上地との間にある、西方より延びてきた丘陵上が考えられる。C地点へは、旧不浄門をへてまっすぐに到着しうる。なお、候補地の丘陵は、柿等の果樹園、竹林、畑地となり、現在では古墳はない。E地点出土のものは、若草伽藍人工溝S D 3560の埋土出土であることなどから、現西院伽藍にあった古墳を破壊して整地工事が行こなわれたと推認しうる。古墳の規模については判明しないが、埴輪の直径、技法が、三井に所在する瓦塚古墳のものに類似し、これよりやや遅れるものであろう。

法隆寺近在で、埴輪をもった古墳は梵天山古墳群、浄水場裏山の龍田寺山古墳群（仮称）、西里の藤ノ木古墳、小吉田清水垣内遺跡（遺跡地図では遺物散布地であるか、古墳であったらしい）、三井の瓦塚古墳があげられる。法隆寺のある丘陵は、現在は海拔50m～54mであるが、西院建立以前はもう少し高く、古墳もあつたらしい。

法隆寺西大門を出ると、西里の村落に通じる町道があり、その北側に西北からくる水路が、西大門の前で、ほぼ直角に方向をかえて南に流れる。この水路に添って上流にゆくと西里の村の背後をとおって、慶花池の谷に至る。これと同じ地形が、天満地と毛無地のある谷間の水路である。天満地の水路は法隆寺東大門前をへて、ここで直角に曲り福園院前で更に直角に折れ曲り善住院の西側をへて南下する。いっぽう、天満地に流れ込まない毛無池等の水は

天満池の東側山添を深い谷で流れ、山添を東に曲ってゆく。東西の両水路はともに西方から東方へ山裾にそって流れる。天満地からの水路が人工の水利工事によってできた水路を踏襲しているものとしてよい。東院北側の東里集落の北例にはL型の河岸段丘風の旧河川を示す低みと高みが残されており、毛無地からの水路も、ある時には東里集落の背後まできていたことを示す。ところが、この両水路に挟まれた地域こそ、岩本氏が古墳の存在しない地域とされたところである。ところが、この地域は、梵天山から東南方にのび、上御堂の地点でさらに南に折れ曲ってのびる幅広い尾根筋であり、古墳の占地する地域としては、非常にふさわしい地点である。以上に述べたように、ここにも埴輪を伴う古墳があったのである。現在、法隆寺前の斑鳩町営駐車場の北西隈に残る舟塚古墳は、梵天山古墳群から西院地域の消滅古墳をへて、南にのびる多くの古墳の残影なのである。

終末期古墳

法隆寺の西にある大字西里の藤ノ木古墳は直径40m、高さ8mの円形の墳丘の周囲に濠状の低地をもつ。円墳としては大規模な古墳である。埴輪片もあり、葺石もある。この地点は小字を「御陵」といい、古くから崇峻天皇陵とか、山代大兄王の墓とか伝えるが、古墳自体は遅くとも六世紀初頭よりは古いものである。藤ノ木古墳の西方丘陵上、錦ヶ丘団地のある丘陵にも御坊山1号、2号、3号の各古墳があった。この小字御陵は、『聖蹟図志』等に記す「御廟山」の訛である可能性がある。御坊山1～3号墳はともに終末期古墳¹¹⁾で、1号墳からは環付六花形金銅金具が出土し、2号墳は家形石棺の一部が出土しているが、ともに宅地造成工事によって攪乱されたのは残念である。第3号も又、宅地造成工事によって検出されたが、直径8m程の円墳で周囲に空堀があった。主体部は横口式石棺で、その中に漆塗陶棺を納める。陶棺のなかから、身長約160cmの老化の進んでいない男性成年の骨が琥珀製枕に頭をのせて出土し¹²⁾、副葬品としては三彩有蓋円硯と、長さ13.2cmの緑色ガラス管とが出土した。ガラス管は筆管と推定されており、妥当な解釈であろう。この古墳の問題点は多いが、このガラス筆管についてみてみよう。管見にして国内には類例はないが、ガラス製筆の存在は『筆経』、『初学記』等々にその存在が記される。わが国でも江戸時代の資料は多い。延宝四年(1676)に長崎の豪商末次家が關所となった時の財産目録である『末次平蔵御關所家財道具御拂帳』に「びいどろ筆軸 五本¹³⁾」とあるので、江戸時代の早い時期にガラス筆管があったことが判る。中国における実物としてもつとも古いのは隋煬帝の皇后楊麗華の孫である李静訓が9才で死んだのち、大業4年(608)12月に埋葬された石棺からみつかった¹⁴⁾。李静訓の頭蓋骨の左側に筆管あり、ガラス製管形器として報告されている。筆管は草緑色で長さ10.9cm、径0.9cmの用途不明のものであるが、1981年冬に報告書が刊行され、まもなく北京歴史博物館に展示された。実物をみた時に、まず色こそ違え御坊山古墳のものに非常によく似ていることに気がついた。形態上からはよく似ており、両者共に筆管としてよい。三彩有蓋円硯は、類似のない三彩硯で、典型的な三彩硯が7世紀の最末に成立する以前の技法で

あるらしく、今後の検討をまたねばならないが、ガラス筆管・硯ともに将来されたものであることは明らかである。

御坊山3号墳の築造年代については確定しえないが、7世紀中頃から末にかけてと、やや幅広く取っておくのがよい。すると、法隆寺を中心とする上宮王家の活動の後半にあたる年代と御坊山の年代がだぶっており、あるいは上宮王家を支えた膳氏との関係があるかもしれないが、ともかく異国情緒豊かな文具を身辺において、永久の旅路に出た壮年の男性は法隆寺とも縁の深かった人物であった。このことは、御坊山古墳の地点が法隆寺、またはその壇越である膳氏の勢力圏に入っていたことを示し、その一族の墓所と氏寺である法隆寺との中間にあった藤ノ木古墳に「御陵」の名称が生じたのも、後世、御坊山の地へゆく途中の大古墳を誤って「御陵」とよび、その名が地名に冠せられたのもこのように考えれば理解しえるのではなかろうか。


















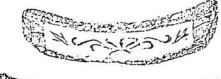














注

- 1) 橿原考古学研究所編『奈良県遺跡地図第1分冊』1973年
- 2) 河上邦彦他『斑鳩仏塚古墳』1978年斑鳩町発刊
- 3) 法隆寺編『法隆寺発掘調査概報I』13ページ 1982年
- 4) 奈良県史蹟名勝天然記念物調査会編『奈良県史蹟勝地調査会報告書 第八回』1924年 のち1982年に再刊
- 5) 野淵龍潜氏の記録は目下、橿原考古学研究所で刊行の準備中である。
- 6) 岩本次郎「斑鳩地域における地割の再検」『文化財論叢』1983年
- 7) 以上A～Eは1982年度概報参照。
- 8) 森浩一「壇輪出土状態の再検討」古代学研究24
- 9) 久野邦雄、関川尚功「斑鳩町三井瓦塚1号墳発掘調査概報」『1976年度奈良県遺跡調査概報』
- 10) 泉森皎「斑鳩同辺の古墳の測量調査」奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告1977 第32冊 1978年
- 11) 泉森皎編著『竜田御坊山古墳』1978年
- 12) 琥珀製枕については、類例に乏しく、その来源を明確にしがたいが、7世紀中頃の日本は琥珀の産地で、特産品としていたことが旧唐書の記事から判る。第5回目の遣唐使が孝徳天皇の白雉5年(654)2月に任命され、取新羅道、泊干莢州。遂到干京。そして、奉覲天子、つまり唐高宗の謁見を賜わるのである。この書紀に対応して、旧唐書卷四、本記第四の永徽5年(654)12月癸丑につきの記事がある。「倭国献琥珀、碼礪。琥珀大如斗碼、礪大如五斗器」。これによれば琥珀は斗、つまり約6リットルの容器ほどの大きさで、碼礪は五斗ますほどの大きさであった。(斗を星座の斗とすることは、後文の五斗器からできない。)これからみて、当時の日本では琥珀が重視されていたことが判る。御坊山の被葬者は、大型の琥珀塊を入手できる立場にあった。その原産地は古くから琥珀の産地として知られる茨城県久慈地方であろう。
- 13) 林源吉「長崎のビイドロとギャマン」『茶わん』78号 1937年
- 14) 馬得志編著『唐長安城郊隋唐墓』(中国田野考古報告集考古学専刊丁種 第22号)1980年

第5表 軒平瓦分類表1(約1/4)

	個 体 数						個 体 数				
	西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院	計		西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院	計
108A	2				2	1410	2			2	
113B	2				2	142A	2		19	21	
114A	1				1	142B			1	1	
115A	1			1	2	146A	2		1	3	
116A	8			1	9	143A	4	1	9	14	
116B	6				6	143C			6	6	
116C	16	1		7	24	144C	1			1	
119A	2				2	196A			3	3	
117Ab				1	1	196B	1			1	
117B	1			1	2	104C	4		1	5	
121A	1				1	139A			3	3	
121B	1				1	139B			2	2	
128A	1				1	158A	1			1	
140A	21			5	26	174B			1	1	
133A				10	10	174C	1			1	
134B				2	2	174D	2		1	3	

第6表 軒平瓦分類表2(約1/8)

	個 体 数				計		個 体 数				計
	西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院			西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院	
155A 	6			1	7	168F 	2				2
173A 			1	2	3	168G 	1				1
171A 	3				3	166A 	3				3
171新 				7	7	175A 	27			5	32
171D 	1			1	2	175新 	1	1		3	5
172A 	1				1	176A 	12			18	30
173B 	3				3	176B 	1			4	5
172新 			1		1	176C 	2			3	5
172新 				1	1	176F 	1				1
172D 			1		1	177A 	4	1			5
172C 				2	2	178D 	2				2
172E 				1	1	178B 	10			2	12
167B 	2			1	3	191A 				1	1
168A 	1				1	192A 				1	1
168B 				3	3	192B 	4			4	8
168C 				5	5	161A 	6			6	12
						その他	41			14	55
						計	217	7	160	384	

第5表 軒瓦分類表(約1/8)

	個 体 数						個 体 数				
	西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院	計		西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院	計
	8				8		1		1	2	
	3				3		1			1	
	2				2		4			4	
	26		1		27		3		1	4	
	4				4		2			2	
	8				8				1	1	
	4				4		1			1	
			1		1			1		1	
	2				2				1	3	
	1				1		1			1	
	10				10		1			1	
	5				5		2		1	3	
	3				3				3	3	
	1				1		2	1	5	8	
	1			1	2		1		4	5	
	1			1	2		3		7	10	
						巴 文	252	1	1	213	467
						そ の 他	17		4	21	42
						計	370	3	9	262	644

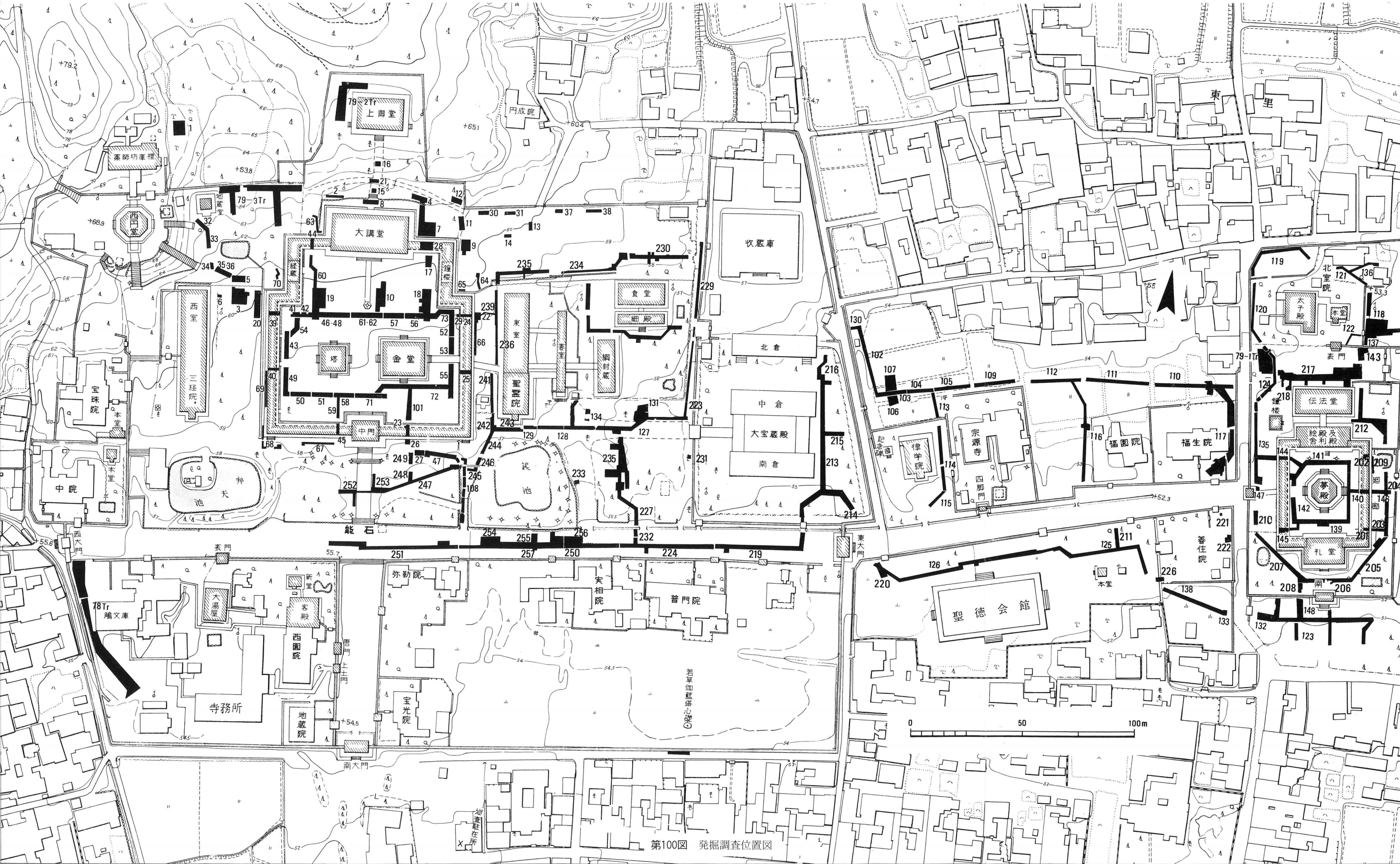
昭和55年度

番号	トレンチ番号	番号	トレンチ番号
1	80-6-I	34	80-12-III
2	6-II	35	12-IV
3	6-III	36	12-V
4	6-IV	37	12-VI
5	6-V	38	12-VII
6	6-VI	39	81-1-I
7	7-I	40	1-II
8	7-II	41	1-III
9	7-III	42	1-IV
10	8-I	43	1-V
11	8-II	44	1-VI
12	8-III	45	1-VII
13	8-IV	46	1-VIII
14	8-V	47	1-IX
15	8-VI	48	1-X
16	9-I	49	2-I
17	9-II	50	2-II
18	9-III	51	2-III
19	9-IV	52	2-IV
20	9-V	53	2-V
21	10-I	54	2-VI
22	11-I	55	3-I
23	11-II	56	3-II
24	11-III	57	3-III
25	11-IV	58	3-IV
26	11-V	59	3-V
27	11-VI	60	3-VI
28	11-VII	61	3-VII
29	11-VIII	62	3-VIII
30	11-IX	63	3-IX
31	11-X	64	3-X
32	12-I	65	3-XI
33	12-II		

昭和56年度

番号	トレンチ番号	番号	トレンチ番号
101	81-6-I	134	81-12-VII
102	7-I	135	82-1-I
103	7-II	136	1-II
104	7-III	137	1-III
105	7-IV	138	1-IV
106	7-V	139	2-I
107	7-VI	140	2-II
108	8-I	141	2-III
109	8-II	142	2-IV
110	8-III	143	2-V
111	8-IV	144	2-VI
112	8-V	145	2-VII
113	9-I	146	3-I
114	9-II	147	3-II
115	9-III	148	3-III
116	9-IV		
117	9-V		
118	10-I		
119	10-II		
120	10-III		
121	10-IV		
122	10-V		
123	10-VI		
124	10-VII		
125	11-I		
126	11-II		
127	11-III		
128	12-I		
129	12-II		
130	12-III		
131	12-IV		
132	12-V		
133	12-VI		

第8表 発掘調査位置一覧表



第100図 発掘調査位置図